

19世紀中葉エジプトにおける税制度

—その 3. 土地税—

加 藤 博

はじめに—史料紹介を兼ねて—

1. 時代背景—納税連帯責任制度の廃止—
2. 19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制度
3. 『土地税』徴収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会
おわりに—近代エジプト農村の四「地域」類型—

付録（Ⅰ）『土地税』決済明細表抄訳

（Ⅱ）1269年度ミニヤ・ベニー・マザール県『土地税』決済明細表コピー

はじめに

本稿は、サイード治世（1854—63年）下に実施された一連の税制改革の内容を紹介・分析することを通じて、19世紀中葉エジプト社会の諸特徴を剔出することを目的とした一連の研究の一環をなす⁽¹⁾。本稿が対象とするのは、農村部から徴収された『土地税』その他諸税であるが、ここでは、それを、その主体となった『土地税』でもって総称する。

依拠する史料は、エジプト国立公文書館（Dār al-Wathā'iq al-Qawmiya）に所蔵されている『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』（*maḥāfiẓ ma'īya saniya turkī*）のうち⁽²⁾、カルトン番号4〔1〕（旧通し番号27）、およびカルトン番号4〔2〕（旧通し番号28）のなかに収められている、1271年ムハッラム月6日（1854年9月29日）から1271年サファル月23日（1854年11月15日）ま

での日付をもつ、県知事 (Mudir) によって作成された12の『土地税』関係文書である。

その内容は、1269年度『土地税』決済報告書——ただし、シャルキーヤ県知事作成の二つの報告書のうち、一つは、おそらく事務手続き上の処置のためであろう、1269年度の『土地税』決済報告書ではなく、1270年度の『土地税』課税報告書である。しかし、この例外措置を本文において逐一指摘すると、煩雑になるところから、以後、関係文書群を一律、1269年度『土地税』決済報告書と呼んでおく——であり、当該報告書を提出する旨のトルコ語あるいはアラビア語主文と、実質的内容たるアラビア語決済明細表とからなっている。ただし、筆者が収集し得たこれら報告書群のうち、実際に後者が添付されていたのは、ダカフリーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ブヘイラ県、メヌフィーヤ県、ケナ・エスナ県、シャルキーヤ県、以上6県に関する7文書（シャルキーヤ県については2文書）だけであり、その他の県に関する決済明細表については、杜撰な管理のために紛失してしまったのであろうか、発見することができなかった⁽³⁾。かくて、本稿における実質的分析対象は、上記6県の『土地税』決済明細表である⁽⁴⁾。

さて、以上の簡単な史料紹介からもただちに了解されるであろうように、ここで依拠される史料は、19世紀中葉におけるエジプト『土地税』徴収事情を分析するのに、理想的な史料とは決していえない。そもそも、それらは、徴税台帳——あるいは、その他同種の台帳——から抜粋された関係統計の集計値を記載したものにすぎず、徴税台帳を一次史料とするならば、二次史料としての性格しか持っていない。さらに、それらは、共時分析の史料としても、また通時分析の史料としても、多くの欠点を抱えている。共時分析については、前述したごとく、当該決済明細表は、エジプト全県を網羅するものではないうえ、その書式は一律ではなく、県ごとに異なっている。そのため、それらに依拠して、統一的基準でもって、エジプト全土の『土地税』制度や『土地税』徴収事情を

鳥瞰することも、県あるいは地域間の比較研究を行うこともできない。次いで、通時分析についても、少なくとも筆者が調査した1270(1853)年から1282(1865)年に至る12年間に作成された『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』には、本稿で依拠する類の『土地税』決済明細表を他の年について発見することはできず、それ故、そこに盛られている数値、およびその他情報を、時間の流れのなかで分析することはできない。

もっとも、現在の史料・研究状況からみて、これら諸々の欠点について、余り悲観的になることもないだろう。まず、共時分析における欠点については、たとえ近い将来、一次史料の整理・分析によって、二次史料に基づく研究が乗り越えられるとしても、少なくとも現時点において、かかる一次史料に依拠した19世紀中葉エジプト『土地税』制度研究、とりわけ県単位の集計値でもって分析された当該研究は存在しない。また、ここで依拠する『土地税』決済明細表にしても、それらがすべての県を網羅していないとはいえ、対象6県は上、中、下エジプト地方に散らばっており、その精粗はともかく、地域間の比較研究を拒むものではない。さらに、強弁するならば、県ごとに決済明細表の書式が異なっているという欠点についてさえ、そこに長所がないわけではない。というのも、書式の違いは、そこに盛られている情報の質の違いを意味してもおり、かかる書式のさまざま異なる報告書によるならば、統一的書式によって作成された報告書では漏れてしまう類の雑多な種類の情報を収集できるからである。次いで、通時分析における欠点については、これを本論文における最大の長所となしえる。つまり、後に詳しく解説するように、サイド治世からイスマイル治世(1863—79年)初頭にかけての12年間において、1269年度についてのみ、県ごとの『土地税』決済報告書が作成され、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』として提出された、という事実こそが、ここで当該報告書を、19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制改革、さらには『土地税』徴収事情からみた当時のエジプト農村社会を分析する史料として取りあげる根拠

なのである。

以下、本稿は三節から構成される。まず、第一節において、当該『土地税』決済報告書が作成された時代背景を解説することによって、エジプト『土地税』制史における19世紀中葉という時代の重要性を確認するとともに、当該報告書の史料的价值を吟味する。次いで、第二節において、当該報告書から知り得る『土地税』徴収手続きなど、制度史的観点からみた19世紀中葉エジプトにおける『土地税』徴収事情を叙述する。そして、最後に第三節において、当該報告書に盛られている集計値に依拠して、『土地税』徴収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会の幾つかの特徴を抽出してみたい。なお、本稿の末尾に、付録（I）として、『土地税』決済明細表を整理・翻訳した形で掲載するところから、以下の叙述において、当該明細表に関する限り、その該当箇所を逐一註でもって指示することはしない。

- 1 先行二論文は以下の通り。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その1. 不動産賃貸借税——」『イスラム世界』第25・26号、1986年2月。同「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その2. 通行・市場税——」『東洋文化研究所紀要』第103冊、昭和62年3月。
- 2 先行二論文もまた『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』に依拠しているが、この『文書』の史料的价值については、以下の文献を参照のこと。拙稿「アブー・スィネータ村醜聞——19世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」『東洋文化研究所紀要』第99冊、昭和61年2月、165—166頁。同「19世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——リズカ地について——」『一橋論叢』第98巻第6号、昭和62年12月、159—162頁。
- 3 『土地税』関係文書の内訳は、以下の通りである。(1) *mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 21* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日(1854年9月29日)付、ガルビーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉)。(2) *mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 22* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日(1854年9月29日)付、ギーザ県知事作成(トルコ語主文1葉)。(3) *mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 27* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日(1854年9月29日)付、カリュービーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉)。(4) *mahfaza raqm*

4[1], *wathīqa raqm 40* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日(1854年10月2日)付, ベニー・スエフ・ファイユーム県知事作成(トルコ語主文1葉)。(5)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 41* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月8, 9日(1854年10月1, 2日)付, ダカフリーヤ県知事作成(トルコ語主文, アラビア語明細表あわせて1葉)。(6)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 43* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日(1854年10月2日)付, ミニヤ・ベニー・マザール県知事作成(トルコ語主文1葉, アラビア語明細表4葉)。(7)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 45* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日(1854年10月2日)付, ブヘイラ県知事作成(アラビア語主文1葉, アラビア語明細表5葉)。(8)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 50* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9, 10日(1854年10月2, 3日)付, メヌフィーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉, アラビア語明細表2葉)。(9)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 83* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月12日(1854年10月5日)付, ケナ・エスナ県知事作成(トルコ語主文1葉, アラビア語明細表1葉)。(10)*mahfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 88* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月13日(1854年10月6日)付, シャルキーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉)。(11)*mahfaza raqm 4[2], wathīqa raqm 478* (旧カルトン通し番号28)。1271年サファル月22, 23日(1854年11月14, 15日付)シャルキーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉, アラビア語明細表1葉)。(12)*mahfaza raqm 4[2], wathīqa raqm 482* (旧カルトン通し番号28)。1271年サファル月23日(1854年11月15日)付, シャルキーヤ県知事作成(トルコ語主文1葉, アラビア語明細表3葉)。以上, 12文書のうち, すでに本文で指摘したように, (12)だけが1270年度『土地税』課税報告書であり, その他はすべて1269年度『土地税』決済報告書である。なぜ(12)のみが1270年度についての報告書なのか, その理由は定かでないが, おそらく事務処理上の都合のためであろう。

- 4 以下, (5)(6)(7)(8)(9)(12)の6文書を, それぞれ, ダカフリーヤ県報告書, ミニヤ・ベニー・マザール県報告書, ブヘイラ県報告書, メヌフィーヤ県報告書, ケナ・エスナ県報告書, シャルキーヤ県報告書と呼ぶ。シャルキーヤ県報告書という名称で(12)の文書を指示し, (11)の文書を排除した理由は, 後者が, その内容から判断して, シャルキーヤ県全体についてではなく, その一部の地域だけについての『土地税』決済報告書だからである。また, 同様の理由から, ブヘイラ県報告書という名称で指示されるのは, (7)の文書に取められた二つの明細表のうち, ブヘイラ県における全「村落・所領」を対象とした『土地税』決済明細表である。なお, 他の一つは, 有

力者たちの「所領」を対象とした『土地税』決済明細表である。

1. 時代背景——納税連帯責任制度の廃止——

筆者は、冒頭において、本稿を、サイド治世下を実施された一連の税制改革に関する研究の一環をなすもの、と述べた。しかし、ここで依拠する史料は、『土地税』決済報告書であり、一見する限り、税制改革とは関係ないように見える。というのも、『土地税』は毎年徴収されるものである以上、地方当局は、その決済に関して、どのような形式であれ、毎年中央当局に報告したであろうからである。

しかし、ここで指摘すべきは、当該報告書に関して、史料上の欠点として先述した事実、つまり、サイド治世からイスマイル治世にかけての12年間において、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』として作成された『土地税』決済報告書は1269年度に関するもののみである、という事実である。というのも、この事実は、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』の性格を了解するならば、それ自体一つの重要な「出来事」となっているからである。

すなわち、別の機会に指摘したように⁽¹⁾、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』は、当時の中央権力にとって緊急に検討を要するテーマ・事件について、『エジプト総督内閣』と地方行政官とが取り交した文書を収集・整理したものであり、そこで扱われたテーマ・事件は、かかる性格の『文書』で問題にされたという事実そのものによって、その緊急かつ非日常的性を示しているのである⁽²⁾。かくて、我々は、1271 (1854) 年という時点で、エジプト政府が1269 (1852) 年度『土地税』決済報告書の提出を各県知事に命じた背景は何であったのか、という問いに導かれる。そして、その答えは、結論的に述べるならば、ムハンマド・アリー (在位1805—48年) の国家独占体制の崩壊直後における、『土地税』制の抜本的改革、具体的には、一元的ハラージュ税体系に代

わる二元的ハラージュ・ウシュル税体系の導入措置であった。そこで、以下、この点について少し解説を加えてみよう⁽³⁾。

サイドは、1270年シャッワール月20日(1854年7月16日)、エジプト総督^{ワリー}に就任するが、その直後、まず1271年ムハッラム月7日(1854年9月30日)の勅令によって、それまで免税地であったアブアーディーヤ地(atyān al-ab-‘ādiya)——本来の意味は、文字通り「土地台帳に登録されなかった」土地、つまり荒蕪地であり、その多くが開墾目的のために、免税特権とともに授与された——とジャファーリク地(atyān al-jafalik)——法的には、前記アブアーディーヤ地の巨大な規模のものをこう呼んだが、実質的には王族所領を意味する。jafalik は jiflik の複数形であり、この単語は一般的には、「農場」あるいは「所領」の意味で用いられる——とに対して、次いで同年ムハッラム月18日(同年10月11日)の勅令によって、同じく免税地であったアワースィー地(al-atyān al-awāsī)——オスマン帝国時代の徴税^{イルタイザーム}請負制度下における「徴税請負職免税地」——に対して、そこでの収穫物の^{ウシュル}10分の¹1(‘ushr, pl. ‘ushūr)が現物で徴収される旨公布された。当初、この新たなウシュル徴収は、当該地保有者が自己申告する作物の収穫量に基づいて、現物でなされるとされていたが、後者の勅令が公布されてわずか4日後の同年ムハッラム月22日(同年10月15日)には、ウシュルは、穀物については現物で、サトウキビ、野菜、果物については現金で徴収されるように変更された。さらに、1271年ラビーウⅡ月29日(1855年1月19日)には、思うように抄らないウシュル徴収を軌道に乗せるため、ウシュルの金納化と、その上・中・下級の三段階からなる徴収基準の設定という、その後のウシュル徴収原則となった規定を公布した。以後、ウシュルは、収穫物の^{ウシュル}10分の¹1という本来の意味から離れ、次第に地味に基づいた土地税という性格を強くしていく。かくて、19世紀後半には、それまでのハラージュ税体系——『土地税』は通常、文書のなかでは māl, pl. amwāl と呼ばれているが、ハラージュ(kharāj)とも呼ばれた——と並んでウシュル税体系が作

られていき、エジプトの農地は、そこに課された税目に従って、ハラージュ地 (al-aṭyān al-kharājīya) とウシュル地 (al-aṭyān al-'ushūriya) とに大別されるようになる。つまり、ハラージュ・ウシュル税体系の成立である。

ところで、以上のウシュル課税措置は、直接的には、当時の慢性化する財政窮乏に対処するために取られた、新たな財源確保措置であった。つまり、当時、エジプト政府は、^{ハラージュ}一般農民保有地とは区別された各種免税地を、それまでのように特権地として放置できる財政的余裕をもたなかったのである。実際、19世紀中葉におけるエジプト政府の最大関心事の一つは、累積する『土地税』滞納 (baqāyā, sing. baqīya) であり、この事実を端的に示すのが、当時、ウシュル課税措置と並んで取られたもう一つの特別税制措置、すなわち徴税請負制度 (niẓām al-'uhad) ——'uhda, pl. 'uhad は「委託」を意味するアラビア語——の再導入とその普及であった⁽⁴⁾。

かくして、19世紀中葉には、一連の『土地税』制改革が実施されることになったのであるが、この改革は、ひとりエジプト税制度史における出来事にとどまらず、エジプト国家の農業政策上の一大変更をその背景に、そして、エジプト農村社会の一大変革をその結果にもつ、エジプト農村社会経済史における大きな出来事であった。ここで、農業政策の一大変更とは、言うまでもなく、ムハンマド・アリーによる農業国家独占政策 (niẓām a-iḥtikār) の放棄とそれに代わる自由主義的農業政策の採用を意味する⁽⁵⁾。

さて、ムハンマド・アリーの農業国家独占政策とは、農業部門からの収益を、作付作物の指定と収穫物の公定価格での強制買上げを通して、国家が一手に取得し、それを近代国家建設のための資金とする、という政策であったが、この政策を可能にした措置こそ、イスラム国家において伝統的にみられる土地国有観念に基づく、いわゆるイスラム的土地国有制度の実施であった。ところが、今度は、この土地国有制度の現実をみるに、それは、その正当化を土地「所有権」 (ḥaqq al-milkīya) をめぐる法律論議に基づかせてはいるものの、エジプ

ト国家の実際の意図は、かかる「所有権」の法的帰属議論とはほとんど無関係に、国家権力と直接耕作者との間に介在する重層的諸権利を整理し、登録農民固定制度と納税連帯責任制度という二つの経済外的強制によって、直接耕作者の労働力を国家の一元的支配・管理のもとに置き、そこからの余剰生産物を一手に取得することであった。

ここで、登録農民固定制度とは、農民を特定村落に固定させ、この原籍地 (al-balad al-aşli) からの彼の自由な移動とその保有地の自由な処分を禁止する制度を、そして、納税連帯責任制度とは、その徴税機構における対応物であった、一部村民の税滞納 (baqīya, pl. baqāyā) を村落有力者の権限で他の村民に強制的に負担させる、村落単位での『土地税』納入連帯責任制度を意味する⁽⁹⁾。

かくして、19世紀中葉における、農業国家独占政策の放棄とそれに代わる自由主義的農業政策の採用、というエジプト国家の農業政策上の一大変更は、土地私有概念の導入によるイスラム的土地国有制度の修正、そして上記二つの制度の廃止へと帰着し、その結果、その後のエジプト農村社会において一大変革がもたらされることになった。というのも、この二つの制度は、第一義的には、政策的に制度化された経済外的強制以外の何物でもなかったが、同時にそれらは、当時のエジプト農村社会における村落共同体的慣行があって初めて組織され、実効ある運営がなされ得たからである。それ故、この二つの制度の廃止は、国家の政策に起因する経済外的強制からの解放のみならず、もう一つの経済外的強制、つまり地域共同体規制からの解放、あるいは地域共同体規制の弛緩をも意味したのである。

この過程を、国家の政策的観点から一言で整理するならば、イスラム的土地国有原則に基づく労働力管理による農民直接支配から、土地私有と地主制を前提とした農民間接支配への政策転換ということになるが、この政策転換に対応して実施された『土地税』制改革こそ、前述した一元的ハラージュ税体系に代

わる二元的ハラージュ・ウシュル税体系の導入措置であった。かくて、我々は、1271 (1854) 年という時点で、エジプト政府が1269 (1852) 年度『土地税』決済報告書の提出を各県知事に命じた背景は何であったのか、という先の問いに対して、『土地税』制改革という制度史的次元を越えて、その後のエジプト農村社会に根本的な変革を促すに至る、より射程の広い背景を、新たな答えとして提示することができる。その答えとは、ほかならぬ、土地国有制度を支えたと先述した二つの制度の后者、つまり納税連帯責任制度の廃止である。もっとも、この点については、少しく敷衍する必要があるだろう。というのも、これまでのエジプト農村社会経済史研究において、この事実は必ず指摘されるものの、その影響力の大きさに見合った十分な論及はなされてこなかったからである。

納税連帯責任制度は、土地国有制度を支えた一対の制度の片方、登録農民固定制度と同じく、19世紀中葉における土地・税関係法令がそれを対象に公布されたにもかかわらず、法令その他公文書のなかで特定の名称で呼ばれたことはなく、また、一片の法令によって廃止が命じられたわけでもなかった。そのため、これまでの研究者は、すべてその存在と近代エジプト農村史研究におけるその重要性を指摘しながらも、この制度の実態の把握、とりわけその廃止について、ただサイド期において、農業国家独占体制の崩壊とともに廃止されたらしいと述べるのみで、廃止の具体的プロセスと、廃止が当時のエジプト農村社会に与えた影響を分析するのに失敗してきた⁽⁷⁾。

この点、唯一ともいえる例外は、アフマド・アルヒッタである。彼は、納税連帯責任制度が、累積する税滞納を処理すべく試みられた、19世紀中葉エジプト政府の一連の諸施策の、いわば付随的な、しかし当時の時代背景からして必然的な結果として廃止されたことを、はっきりと指摘している。ここで当時の時代背景とは、改めて指摘するまでもなく、ムハンマド・アリーによる農業国家独占体制の崩壊である。つまり、まず彼は、19世紀中葉エジプト政府の最大の関心事であった累積する税滞納に言及した際、当時公布された最も重要な関

係法令として、1842年12月における「耕作者および村落の余剰金についての法律」(lā'ihat fawā'id al-muzāri'in wa al-mushā'a) を挙げ、その内容について詳細な紹介を試みる⁽⁹⁾。この法律は、過去における農民ひとりびとりの滞納税額の調査を命じて、税滞納がある場合にはそれを「滞納金」(baqiya, pl. baqā-yā) として、また、税滞納がなく、納税後余剰が残されている場合にはそれを「余剰金」(fā'id, pl. fawā'id) として、各人の納税受領証明書 (wird, pl. aw-rād) に記載し、後者は次年の納税決済にまわすよう定めた、同年二月の閣議通達をうけて、徴税人 (šarrāf) に対して、過去に「余剰金」のある農民の名前とその額を記載した調査報告書の提出を命じ、あわせて、こうした余剰金の処分に関する細則を定めた法律であった。かくて、この法律によって、ムハンマド・アリー治世末期において、納税連帯責任制度のもとではとかく不明瞭になりがちな税滞納額を過去にまで遡って調査し、それを村落住民個々のレベルで改めて明確に把握すべく試みられたのであった。

そして、アフマド・アルヒッタは、かかる内容をもつ法律の紹介を踏まえたうえで、次のように述べる⁽⁹⁾。「政府は、余剰金と滞納金を廃止せんがために、1851年9月から1855年9月までの財政年度期間中に、余剰金と滞納金を決済し、余剰金については当人の納税にまわさせ、滞納金についてはその責任者たちに割り振るように、ただし当の(滞納金支払い)責任者たち——つまり、土地保有者(筆者)——が存在しない——つまり、離村し在村していない(筆者)——場合には、土地の滞納金は当該地占有者たち (wāḍi'i al-yad 'alay-hā) に割り振るように、そして、各村落の土地税 (al-amwāl) は、それまでの年度の滞納金が追徴されることなく、通常税 (al-māl) と6分の1税 (al-suds)⁽¹⁰⁾ と(だけ)に基づいて査定される旨決定した。と同時に、政府は、一部の住民が納税を滞らせているからといって、他の住民から(その分)余分に徴税することを禁止し、かくて、余剰金と滞納金の廃止を決定した。こうして、余剰金と滞納金の問題は終りをつけ、納税連帯責任制度 (al-mas'ūliya al-mushtarika fi daf'

al-darā'ib)⁽¹¹⁾は廃止された。そして、1855年1月、住民たちに、自らの生産物を彼らが望むように売却する自由が与えられ、また、土地税(al-amwāl al-miriya)は、所定の分割査定(aqsāt)に従って、現金で徴収され、住民は、彼らの生産物を政府倉庫(al-shuwan al-hukūmiya)に収める必要のないことが決定された。かくして、土地税(māl al-aṭyān)の現物納は廃止された。」

さて、以上のアフマド・アルヒッタの言説について、ここで問題とすべきは、個々の制度の廃止年代などというような個別的事実関係の確認ではなく⁽¹²⁾、いかに納税連帯責任制度の廃止が累積する税滞納の解消、ムハンマド・アリーの農業国家独占政策の挫折、さらには、上述の言説においては示唆されるにとどまっているが⁽¹³⁾、私的土地所有観念の導入による土地国有制度の修正など、当時におけるその他の土地・税関係諸措置と深く関連し合っていたかを確認すること、換言すれば、エジプト^{フーリー}総督の交代に関係なく——というのも、通常、納税連帯責任制度の廃止はサイドと結びつけられているが、実際には、上述の言説で指摘されたように、この廃止過程はすでにサイド即位の前のアップースの治世(1848—54年)に開始されているからである——19世紀中葉という近代エジプト史の一大転換期に実施された一連の土地・税政策において、エジプト政府はいかなる政策意図をもっていたのかを全体的に確認することである。そして、この政策意図とは、すでに指摘した如く、農民支配における、イスラム的土地国有原則に基づく労働力管理による直接支配から、土地私有と地主制を前提とした間接支配への移行であり、かくて、エジプト政府は、それまで未分化であった土地保有問題と徴税問題をそれぞれ私法上、公法上の問題として区別する法規上および制度上の準備を整えたうえで、累積する税滞納を、それまでのような耕作者・国家間における公法上の問題としてではなく、耕作者間の債権・債務関係という私法上の問題として処理しようとしたが、そのための不可避の制度上の準備過程こそ、納税連帯責任制度の廃止過程にほかならなかったのである⁽¹⁴⁾。

そして、その際、本稿のテーマとの関連からとりわけ重要なのは、エジプト政府が「1851年9月から1855年9月までの財政年度期間中に、余剰金と滞納金を決済」することを、つまりは納税連帯責任制度の廃止を決定した、という事実である。というのも、1269年サファル月13日（1852年11月26日）、エジプト政府は、コプト暦1569年（西暦1852年）までに累積された滞納金（baqāyā）を免除する代わりに、追徴土地税額をそれまでの基本土地税額の8分の1（al-thumn）から6分の1（al-suds）へと増加させるとともに、新たな土地税徴収方法を定めた勅令を公布しているからである⁽¹⁵⁾。ところで、財政暦はコプト暦のトゥート月に開始され、それは西暦の9月にあたるから⁽¹⁶⁾、コプト暦1569年とは、正確には、コプト暦1569年トゥート月、つまり西暦1852年9月を意味し、それ故、この勅令において免除されたのは、アフマド・アルヒッタによって余剰金と滞納金を決済する初年として指摘された、財政暦1851年までに累積された滞納金ということになる。そして、ここで想起すべきは、本稿において依拠される史料がイスラム暦1269（西暦1852）年度の、換言すれば、上記勅令公布後の初年度における『土地税』決済報告書である、という事実である。つまり、政府は、これら報告書の提出を命じることによって、上記勅令実施の効果を確認するとともに、余剰金・滞納金問題の解消、すなわち、制度史的に換言するならば、納税連帯責任制度の廃止を策したのであった。

かくて、我々は、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』において、なぜ1269年度に関する『土地税』決済報告書のみが作成・提出されているのか、という問いに対する最終的解答を得られたわけであるが、この解答はおのずと、当該文書の史料価値をも明らかにしている。つまり、当該文書は、納税連帯責任制度の廃止と徴税請負制度の普及下——というのも、エジプト政府が、累積する税滞納に対処するために、納税連帯責任制度に代わってとった措置こそ、一方では、それを耕作者間の債権・債務関係という私法上の問題として処理しようとしたことであり、他方では、ムハンマド・アリーによって廃止されたは

ずの徴税請負制度の復活であったからである——以後本格的に地主制が展開されるようになる、まさに近代エジプトの転換期におけるエジプト農村事情の一端を窺わせる史料なのである。

- 1 拙稿「19世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇」159—161頁。
- 2 文書 *mahfaza raqm* 4[1], *wadhqa raqm* 69 (1271年ムハッラム月11日付)は、徴税請負地倉庫管理人 (*makhzanji*) の不正を扱った訴訟文書であるが、そこには、『土地税』決済が言及されているのみならず、その詳細な明細表までが添付されている。このように、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』では、1269年度『土地税』決済報告書以外にも、エジプト政府がそれに関心を持つ限り、『土地税』決済が問題となっている。従って、ここで重要なのは、1269年度について、『土地税』決済が問題にされている、ということではなくて、1269年度についてのみ、各県ごとの組織だった県知事作成報告書という形で『土地税』決済が問題にされている、という事実である。
- 3 以下のウシュル課税措置、ハラージュ・ウシュル税体系の成立については、とりあえず、次の拙稿を参照のこと。「19世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第23巻第1号、1980年9月、4—5頁、13—15頁。
- 4 徴税請負制度については、とりあえず、次の拙稿を参照のこと。「エジプトにおける私的土地所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第91冊、昭和57年12月、45—52頁。
- 5 ムハンマド・アリーの農業国家独占政策に関する最良の文献は、現在に至るも、以下の著作である。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, Harvard Univ. Press, 1961.
- 6 登録農民固定制度と納税連帯責任制度、ならびに両者の密接な結びつきに関しては、以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」55—70、95—96頁。
- 7 この点、近代エジプト土地制度史研究における現在の水準を示すアリー・バラカートもその例外ではない。'Ali Barakāt, *taṭawwūr al-milkiya al-zirā'iya fi miṣr 1813-1914 wa athar-hu 'alā al-ḥaraka al-siyāsiya*, Cairo, 1977, p.304.
- 8 Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣriyya fī 'ahd muḥammad 'alī al-kabir*, Cairo, 1950, pp. 71-72. および、拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」96—98頁。
- 9 Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh miṣr al-iqtisādī fi al-qarn al-tāsī 'asher*, Cairo,

- 1958, p.337.
- 10 後述する1269年サファル月13日（1852年11月26日）付勅令を参照のこと。また、その他「土地税」徴収制度、手続きの詳細については、次節を参照のこと。
- 11 これに対して、アリー・バラカートは、納税連帯責任制度を *al-nizām al-taḍāmuni* と呼んでいる。cf. ‘Alī Barakāt, *taḥawwūr al-niḳtiya al-sirā’iya*, p.303.
- 12 指摘するまでもないことながら、もし特定の制度を法的に廃止する勅令を確認し得るとしても、その勅令が実際に適用され、当該制度が現実廃止されたか否かはまた別の問題である。この点、リブリンは一貫して法制史的歴史解釈に否定的であり、例えば彼女は、ムハンマド・アリー統治末期の農業国家独占政策から自由主義的農業政策への急激な転換という見解に疑問を呈し、当時における王朝一族へのジャファーリク地授与の増大を、王朝一族によるそれまでの農業利益独占の維持の試みとみている。H. Rivlin, *The Agricultural Policy*, p.64. また、彼女の社会経済史家としての立場からの、19世紀中葉における一連の土地法に関する法制史家の見解に対する批判については、以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀エジプト土地制度史研究——学界事情と史料紹介——」『一橋論叢』第84巻第6号、昭和55年12月、32—40頁。
- 13 先の言説における、（滞納金支払い）責任者と当該地占有者に関する叙述は、19世紀中葉において、税滞納問題と並んでエジプト政府の関心の対象であった「離村者」問題への言及であるが、この「離村者」問題への具体的対処のなから、いわゆる「私的土地所有権」の確立がなされたことは、すでに別の機会で詳説した通りである。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」70—78頁。同「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」一橋大学地中海研究会編『地中海論集Ⅸ』1984年所収、189—191頁。
- 14 従って、近代エジプトにおいて、法規範のうえで、実質的な「私的土地所有権」を確定させたとされる1858年のサイド法には、当時税滞納問題が依然としてエジプト政府の重大関心事であったにもかかわらず、それまでの土地法とは対照的に、税滞納に関する言及は一切みられない。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」100—101頁。
- 15 J. Hunain, *al-aṭṭān wa al-ḍarā’ib fī al-qaṭr al-miṣrī*, Cairo, 1904, p.212. *Al-Ḥukūma al-Miṣrīya, al-qawānīn al-‘uqārīya fī al-diyār al-miṣrīya*, 1st ed., Cairo, 1893, fihrist, p.11.
- 16 財政暦については、次節を参照のこと。

2. 19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制度

前節で指摘した、1269年サファル月13日（1852年11月26日）の勅令には、新しい『土地税』徴収方法規定がみられるようである。しかし、残念ながら、現在の筆者はその原文を目にし得ず、それ故、徴税手続きにまつわる、法規則と現実の手續きとの比較を行うことはできない。以下は、1269年度『土地税』決済明細表にみられる『土地税』徴収手続きを整理したものである。

1269（1852）年度は、いまだウシュル課税措置がとられる以前である。そのため、この年度の『土地税』決済の対象となったのは、アブアーディーヤ地、ジャファーリク地、アワースィー地など、免税措置を講じられた特権地を除く、『土地税』の課税対象となった一般農民保有地——ウシュル課税措置後、ウシュル課税地、つまりウシュル地と区別するために、「土地税」^{ハラージュ}にもなでハラージュ課税地、つまりハラージュ地と呼ばれるようになる——である。この一般農民保有地と免税措置を講じられた特権地とは、全く異なる土地範疇として、後者が国務省（al-dīwān al-‘ālī, dīwān al-khidiw）に所属した国庫（bayt al-māl）の管理下に置かれたのに対し、後者は、同じく国務省に所属するが年金の支給を主たる業務としたルーズナーメ局（al-rūznāmeḥ）の管理下に置かれ、授与に際して発行された土地文書（taqsīṭ, pl. taqāsīṭ）に基づいて、特別な土地登録台帳（sijillāt taqāsīṭ al-rīzaq）に登録された⁽¹⁾。とりわけ、後者のうち、ジャファーリク地と呼ばれた土地範疇は、法的には、土地台帳に登録されなかった（mustab‘ada min misāḥat fakk al-zimām）土地、つまりアブアーディーヤ地として一括扱われたが、現実には、その被授与者が王朝一族に限定されていたこと、また、授与地が主に、離村者が放置したため国家に回収された一般農民保有地などの耕作地からなっていたことの二点から、他のアブアーディーヤ地と区別し得る土地範疇であった⁽²⁾。つまり、ジャファーリク地とは、実質

的には王族所領のことであり、実際、それは、王朝一族に委託された徴税請負地とともに、「王室ジャファーリク・ウフダ総庁」(dīwān ‘umūm al-jafālik wa al-‘uhad al-sanīya) の管理下に置かれた⁽³⁾。

さて、ミニヤ・ベニー・マザール県、メスフィーヤ県、シャルキーヤ県、以上三県の『土地税』決済明細表によれば、『土地税』徴収の対象となった村落 (nāḥiya, pl. nawāḥi)・所領 (‘uhda, pl. ‘uhad) —— ‘uhda, pl. ‘uhad は、徴税請負契約行為・制度とともに、その対象となった「土地」「村落」をも意味する。以下、後者を意味する言葉として「委託村落」「所領」という二つの単語が使われるが、両者は厳密な定義に基づいて使い分けられているわけではない——は、以下の四つの範疇に分類されていた。

①「直接管理村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とシャルキーヤ県の明細表において「郡の村落」(nawāḥi al-aqsām)、メスフィーヤ県の明細表において「県の村落」(nawāḥi al-mudiriya) と表現されている村落であり、具体的には、財務省一県庁一郡庁一村舎という通常の行政機構にそって、課税、徴税などの財政業務がなされた村落を意味する。

②「県庁管轄村落有力者委託村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とシャルキーヤ県の明細表において「村落有力者委託 (村落)」(‘uhad mashāykh-hum, nawāḥi ‘uhad mashāykh-hum)、メスフィーヤ県の明細表において「県の特別 (委託) 村落」(nawāḥi al-mudiriya khāṣṣa) と表現されている村落であり、具体的にな、県庁の権限で、村長 (‘umda, pl. ‘umad)、村長老 (shaykh, pl. mashāykh) からなる村落有力者に委託された徴税請負村落を意味する。

③「県庁管轄ザワート委託村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とメスフィーヤ県の明細表において「県の委託 (村落)」(‘uhad al-mudiriya, nawāḥi ‘uhad bi-l-mudiriya)、シャルキーヤ県の明細表において「県によって設定されたザワート委託村落」(nawāḥi ‘uhad al-dhawāt al-marbūṭa bi-l-

mudīriya) と表現されている村落であり、具体的には、県庁の権限で、トルコ系・チェルケス系支配階層（ザワート）——ザワート (dhawāt) の本来の意味は「持てる者」である——に委託された^{ウフダ}徴税請負村落を意味する。

④「財務省管轄^{ウフダ}ザワート所領」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県の明細表において「財務省の^{ウフダ}所領」(‘uhad al-māliya), メスフィーヤ県とシャルキーヤ県の明細表において「財務省によって徴税業務がなされる(ザワート)所領」(‘uhad marbūṭa taqṣiṭ-hum bi-l-māliya, ‘uhad al-dhawāt al-marbūṭa taqṣiṭ-hum bi-l-māliya) と表現されている^{ウフダ}所領であり、具体的には、財務省の権限で設定され、その管理下に置かれていた、トルコ系・チェルケス系支配階層（ザワート）委託^{ウフダ}所領を意味する。

ところで、①と②は、前者が通常の官僚機構に則って財政業務がなされた村落、後者がそこの財政業務が徴税請負人 (muta‘ahhid, pl. muta‘ahhidūn) に一括委託された村落、という違いはあるものの、納税の実質的責任者は村落有力者であった、という点では共通している。そこで、以上四つの「村落・所領」をさらに類別すると、管轄官庁を基準にして、県庁管轄村落の①、②、③と、財務省管轄所領の④とに、徴税方法を基準にして、行政役人によって徴税される直接管理村落の①と、請負人によって徴税される委託村落・所領の②、③、④とに、そして、納税責任者を基準にして、納税が村落有力者によって担われる①、②と、納税がトルコ系・チェルケス系支配階層（ザワート）によって担われる③、④とに分けることができる。

このうち、それが意図をもって政策的になされたのか否かはともかく、「土地税」決済明細表において際立った区分として現われているのは、まず第一の管轄官庁を基準にした類別——例えば、シャルキーヤ県明細表では、財務省管轄所領の『土地税』決済は、別会計の如く、他の三つの「村落・所領」範疇とは区別されてなされている——であるが、それと並んで、第三の納税責任者を基準にした類別も顕著である。そして、それは、以下の二点において端的に示

されている。第一は、当時、①の「直接管理村落」のうち、多額の税滞納がみられた村落は、県庁の権限で徴税請負に出され、②、③の「県庁管轄委託村落」の範疇に入れられたが、そのうち、「(県庁の直接管理から)はずされた委託村落」(al-‘uhad al-mafkūka)と特記されて、「直接管理村落」からの分離を強調された徴税請負村落——以後、この種の「委託村落」を分離「委託村落」と呼ぼう——は、ミニヤ・ベニー・マザール県明細表にみられるように、③の「県庁管轄ザワート委託村落」に分類された、という点である。そして、第二は、なかには、シャルキーヤ県明細表にみられるように、ジャファーリク地が④の「財務省管轄ザワート所領」と別個に分類・記載されている場合もあるが、現実には、ブヘイラ県明細表にみられるように、この両者は同一範疇の「村落・所領」として扱われたと思われる、という点である⁽⁴⁾。もっとも、なぜかかる扱いがなされたのかの理由ははっきりしない。というのも、すでに指摘したように、ほとんど免税王族所領と同義であるジャファーリク地は、王族が経営した徴税請負地とともに、「王室ジャファーリク・ウフダ総庁」の特別管理下に置かれていたはずだからである⁽⁵⁾。

それはともかく、以上から明らかなのは、少なくとも当時の徴税当局にとって、第二類別にみられる如く、関係村落が「直接管理村落」であるか「委託村落」であるかの違いよりも、第一類別にみられる如く、その管轄機関が「県庁」であるか「財務省」であるかの違いとともに、その納税責任者が「村落有力者」であるか「ザワート」であるかの違いの方が重要であった、ということである。かくて、我々は、この「村落・所領」分類のなかに、当時におけるエジプトの身分社会的性格をはっきりと読みとることができる⁽⁶⁾。

それでは、これら徴税対象「村落・所領」から、『土地税』としてどのような税目が徴収されていたのであろうか。この点に関してまず指摘すべきは、徴税当局が、納税者の個人勘定——それは、納税受領証明書(wird, pl. awrād)において決済された——とは別に、これら個々の「村落・所領」をいわば一つ

の経営体とみなし、その納税状況を、「資産」(aṣl, pl. uṣūl)と「残高」(khaṣm, pl. khuṣūm)とを表示する貸借対照表のスタイルで捕捉しようとしていることである。その際、「資産」とは、徴税当局が当該村落・所領から徴取する権利をもつ予定徴税額を、「残高」とは、それから実際に徴取した(tanzil)金額を差し引いた余剰分——従って、この村落勘定での「残高」(khaṣm)という言葉と、個々の農民の個人勘定での「余剰金」(fā'id)という言葉の使い分けは、ちょうど、後にみる「繰り越し金」(muta'akhhkar)と「滞納金」(baqīya)の使い分けと同じであると考えられる——を意味する。かくして、前年度における「滞納金」は今年度徴取すべき「繰り越し金」(muta'akhhkar, pl. muta'akhhkarāt)として当然のこと、前年度における個々の納税者の個人勘定での「余剰金」(fawā'id)もまた、今年度の納税に回され、国家にとって徴税対象たるべき金額として、「資産」の項目に含まれることになる。

なお、「資産」の項目には、上記「繰り越し金」という単語のほか、それと字義的には同じである「滞納金」(baqīya, pl. baqāyā)という単語がみられるが、前者は前年度、つまり1268年度の未納金を、後者は1268年度以前の、それも「委託村落」での未納金を意味している。なぜかかる単語の使い分けがなされたかについては、前節で詳説した、増税を条件に、コプト暦1569年(西暦1852年)までに累積された滞納金(baqāyā)を免除する旨の1269年サファル月13日(1852年11月26日)付勅令を想起する必要がある。すなわち、「直接管理村落」の場合には、この勅令の適用によって、1269年度の納税未納金は、前年度、つまり1268年度の「繰り越し金」だけとなったが、「委託村落」の場合には、徴税請負人(muta'ahhid, muta'ahhidūn)がそこでの納税を、その責任において、通常の徴税業務とは一応別個に請負った以上、そこでの1269年度未納金とは、上記勅令公布以後においても、徴税請負設定時にまで遡る累積「滞納金」を意味したため、1268年度の「繰り越し金」とそれ以前の「滞納金」と

を区別する必要上、前記二つの単語を使い分けたものと思われる⁽⁷⁾。

かくて、『土地税』決済明細表は以上の如き骨格からなっていたが、次に、そこにおいて、徴税当局が徴収する権利をもつ「資産」として挙げている項目を整理するならば——もっとも、『土地税』決済明細表は、県ごとにその書式を異にし、そこに盛られている情報の量、質には大きなばらつきがあるため、必ずしもすべての項目においてすっきりとした整理が可能なのわけではない——以下の通りである。まず、

〔Ⅰ〕「繰り越し金」(muta'akhkhar, pl. muta'akhkharāt)。これは、すでに解説したように、前年度からの「繰り越し金」として、新年度の予定徴税額に加えられた前年度未納金である。次いで、

〔Ⅱ〕「新規徴収額」(irād, pl. irādāt)。これは、irād という単語が文字通りには「収入」を意味することが示すように、新年度に徴収されるべき額として査定された新規予定課税額である。そして、これはさらに、以下の二つの項目に大別される。

(1)「通常課税」(taqsīt)。これは狭義の『土地税』を意味し、次の二つからなる。

④「基本税」(māl, pl. amwāl)。これは、地味に基づく、所定の税率に従って査定された基本『土地税』である。

⑤「6分の1税」(al-suds)。これは、前記1269年サファル月13日付勅令に基づく増税措置によって、それまでの「8分の1税」(al-thumn)に代わって設けられた新税である⁽⁸⁾。

(2)「追加税」(idāfa, pl. idāfat)。この項目には、実にさまざまな税目が含まれている。それをあえて大別すれば、第一に、県の違いを越えて、毎年徴収される、それ故、(1)の「通常課税」に含まれる税目として記載されることにもなる諸税と、第二に、県ごとに、あるいは年ごとに、その額が異なり変化する、文字通りの臨時「追加税」とに分けることができる。そこで、まず第一の範疇

に含まれる税目を列挙するならば、以下の通りである。

㊤「職業税」(wirkū arbāb al-ṣanā'ī)。これは、財・商品の取引に従事する——そこには、狭義の職人のみならず、商人も含まれる——職業集団に課せられた税である⁽⁹⁾。

㊦「搾油・テヒーナ工場税」(ribḥ mi'ṣara wa siraj)。これは、どのような形態で課せられたのか不明であるが、ともかく、ゴマを搾油する工場に対する税である。テヒーナ(siraj)とは、ゴマ油が搾られる前段階のペースト状の日常ゴマ食品⁽¹⁰⁾。

㊧「織機税」(arbāḥ anwāl)。台数に応じて課税された。

㊨「市場税」(māl ḥaml aswāq)。これは、財・商品の流通・取引に対して課せられる「通行・市場税」である⁽¹¹⁾。

㊩「フィルダ税」(māl firda)。これは、その実態が必ずしも明らかではない、一種の所得税である⁽¹²⁾。

㊪「ヤシの木税」(wirkū nakhil balāḥ)。本数に応じて課税された。
なお、これらの税目に準ずる課徴金として、次の二つがある。

㊫「家畜飼育費」(taqāwī birsīm luzūm ray' mawāshī al-mīrī)。これは、文字通りには、国家所有の家畜を飼育するために供出する課徴金を意味するが、県によっては、「灌漑施設維持費」、「義捐金」(i'āna, pl. i'ānāt)——その内訳の詳細は不明——などととも一括記載されているところから、おそらく、「家畜飼育」に名を貸した「追加税」であろう。

㊬「徴税人経費」(ḥidmat al-ṣayārif al-nawāḥī)。これは、村落において徴税業務にあたる徴税人(ṣarrāf, pl. ṣayārif)のための経費と称して徴収された課徴金である⁽¹³⁾。

次いで、第二の範疇、つまり臨時「追加税」に含まれる税、あるいは課徴金については、それが県ごと、年ごと、さらには「村落・所領」範疇ごとに大きく異なるところから、一般化して紹介するのは難しいが、これを整理して羅列

するならば、以下のようになる。

①「強制割り振り」(dhimma, pl. dhimamāt)。これには、同じ範疇の「村落・所領」における税滞納を強制的に割り振られた場合と、他の範疇の「村落・所領」, とりわけ有力ザワート^{ツフダ}所領における税滞納を強制的に肩替りさせられた場合があったようである⁽¹⁴⁾。

②「滞納金」(baqīya, pl. baqāyā)。これは、前述したように、1268年度以前の、それも「委託村落」^{ツフダ}での未納金を意味していたと考えられる。

③「県の特殊事情による追加税」。これは、例えば、遊牧民が多数生活している県における遊牧民(牧草地?)税(mu'tād al-'urbān)とか、王族所領^{ジャンフアール}が多く存在する県における王族所領村落「職業税」(wīrkū nawāḥī al-jafālik)とかの、県独特の理由から課せられた税・課徴金である。

④「年の特殊事情による追加税」。これは、例えば、当時、耕地がナイルの氾濫によって浸食されても、ナイルの低水位によって干上がっても、さらには何らかの理由で荒廃しても、課税は登録された村落所属地面積に応じてなされたところから⁽¹⁵⁾、次年度に回されたこれら一時的未耕地における未納金とか、旧徴税請負人^{ハルタズイム}の死去によって「直接管理村落」へ編入されたアワースィー地(atyān al-awāsī)に対する新規課税とか⁽¹⁶⁾、その年の特殊事情によって特別に賦課された税・課徴金である。

⑤「その他特殊事情による追加税」。この種の臨時賦課税として、例えば、アブアーディーヤ地(atyān al-ab'ādiya)が入札・売却されることになったが⁽¹⁷⁾、当該地が落札者の手に渡るまでの競売期間、納税責任者が不在となるところから、強制的に肩替りの対象となった、その期間における当該地への課税額とか、当時、後述するように、「土地税」決済は現金、現物のみならず、手形(ḥawāla, pl. ḥawālāt)でもってなされたが⁽¹⁸⁾、この手形の価値は年ごとに変動したところから、手形差損の強制的賦課など、種々雑多であった。

そして、最後に挙げるべきは、

〔Ⅲ〕「余剰金」(fā'iḍ, pl. fawā'iḍ)。これは、すでに指摘したように、納税者の個人勘定における「余剰金」であるが、次年度の納税に回されるべき金額として、『土地税』決済明細表において、徴税当局が徴収する権利をもつ「資産」の一項目に含められた。

さて、以上が1269年度において徴収されるべく課せられた『土地税』およびその他諸税であるが、これらはいかなる手続きをへて徴収されたのであろうか。以下、この点について、『土地税』決済明細表から知ることができるところを整理してみよう。

まず、暦についてであるが、ナイルの水に全面的に依存し、^{ベイズン}自然灌漑での小麦を中心とした冬作物の栽培によって、その農業立国を謳われたエジプトが、古来、農事を太陽暦たるコプト暦に基づかせていたことは周知の事実である⁽¹⁹⁾。この点、19世紀中葉のエジプトも例外ではなかった。かくて、旧年度の徴税決済と新年度の課税手続きは、農事暦における第一月、つまり、ナイルが増水し、灌漑溝が開かれ、耕地に水が引き入れられるトゥート(tūti)月(西暦8月29日—9月27日)になされることになる。

新年度の課税手続きは、「村落・所領」範疇ごとになされた。その際、課税額が一度に徴収されるならば、農民は過重な負担を余儀なくされるであろうとの配慮から、課税額はあらかじめ一年12ヶ月、年間を通して徴収されるべく、12に分割(taqsiḥ)された。ここに、新規課税手続きは taqsiḥ と呼ばれることになったが、その際指摘すべきは、エジプト国家の財政暦が、農事暦とは無関係に、太陰暦たるイスラム暦に基づいていたために、上記分割課税手続きもまた、イスラム月ごとになされた、ということである。

従って、この手続きには、毎年細かな日付調整を必要としたであろうが⁽²⁰⁾、この点はさておき、より重要な問題は、かかる手続きにおける分割課税基準である。後代の課税手続き規定に従えば、分割課税に際して最も参考にされたの

は作付ローテーションであり、そのため、分割課税方式は県ごとに異なっていた。事情は、きっと、19世紀中葉においても同じであったであろう、と推測できる。しかし、残念ながら、現在の私は、それを史料のうえで確認するすべを持たない。

ともかく、かくて新年度の課税手続きが終了した後、国家の次なる関心は、徴税業務である。その直接担当者は、先に「村落・所領」範疇を論じた際、すでに指摘したように、①「直接管理村落」においては県庁、②、③、④の「委託村落・所領」においては、村落有力者やトルコ系・チュルケス系支配階層からなる徴税請負人である。もっとも、これら「村落・所領」範疇の違いを越えて、徴税手続きの実際業務を行ったのは、村長、村長老を中心とした村落有力者層であったであろうし、農民から直接、税を取り立てたのは、村落徴税人であったであろう。

ただし、王族所領たるジャファーク地、そして、おそらく④「財務省管轄ザワート所領」に含まれる一部大所領においては、その他の「村落・所領」とは多少とも異なる経営が展開されていたに違いない。というのも、そこでは、はっきりと、所領管理人としての差配 (khawli) と倉庫管理人 (makhzanji) の存在を確認することができるからである⁽²¹⁾。

さて、徴税業務に関して、最後に指摘すべきは、19世紀中葉エジプトにおける税の支払い手段についてである。つまり、当時、課税・徴税業務はすべて貨幣表示でなされたが、実際の税支払い手段といえば、現金 (naqdiya)、現物 (azrāq)、手形 (hawālāt) の三者が同時に使用されており、商品経済の浸透が指摘されている割には、税の金納化が遅れている、ということである⁽²²⁾。

以上、徴税手続きの概略を跡づけたが、かかる手続きをへて徴取された税額は、すでに述べたように、「村落・所領」範疇ごとに集計され、当該年度において国家が徴取する権利をもつ「資産」、つまり予定徴税額から差し引かれ (tanzil) た。そして、余剰が計上された場合には、それは「残高」 (khaṣm)

として記載され、次年度の納税に回された。また、滞納が計上された場合には、それは「繰り越し金」(muta'akhkhar)として記載され、次年度に負担が繰り越された。つまり、『土地税』決済明細表の作成である。

- 1 拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」3頁。
- 2 拙稿「19世紀前半のエジプト土地・税制度」一橋大学地中海研究会編『地中海地域における集落形成の諸問題』1930年所収, 69, 71—72頁。
- 3 「王室ジャファーリク・ウフダ総庁」(diwān 'umūm al-jafālik wa al-'uhad al-sanīya) については、とりあえず以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī*, pp.65, 67-68. J. Deny, *Sommaire des archives turques du Caire*, Le Caire, 1930, p.130.
- 4 プヘイラ県『土地税』決済報告書の主文(アラビア語)には、添付する明細表として、以下の三点が指摘されている。ただし、実際に筆者が発見し得たのは、そのうち①と③の明細表である。①1269年トゥート月における プヘイラ県『土地税』(amwāl al-mudiriya)「資産」(uṣāl), 「残高」(khuṣūm), 「滞納金」(bāqī), そして「余剰金」(fā'id)。②外国人(khawājat)所領の記載を含む、1269年トゥート月までにおける県管轄徴税請負人(muta'ahhidin bi-l-mudiriya)からの要求明細。③村落別分離「委託村落」・ジャファーリク地(al-'uhad al-mafkaka wa al-jafālik)追加税(idāfat)明細。
- 5 「王室ジャファーリク・ウフダ総庁」管理下に置かれた徴税請負地と、その他一般徴税請負地とではいかに取り扱われ方が異なっていたかについては、とりあえず以下の文献を参照のこと。'Alī Barakāt, *taṭawwūr al-milkiya al-zirā'iya*, p.103.
- 6 「ザワート」所領がいかに数多くの法律上あるいは事実上の特典を得ていたかについては、とりあえず以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī*, pp.65-68.
- 7 前節で指摘したように、ムハンマド・アリー統治下における納税連帯責任制度にあっては、農民の納税状況を示す納税受領証明書(wird, pl. awrād)には、必ずその年における「滞納金」(baqāyā)あるいは「余剰金」(fawā'id)が記載された。この点を考えると、「滞納金」、「余剰金」という言葉は個人納税勘定に対して、一方、字義的には同じながら、「繰り越し金」(muta'akhkharāt), 「残高」(khuṣūm)という言葉は村落納税勘定に対して使われているといえる。
- 8 J. Hunain, *al-aṭyān wa al-ḍarā'ib*, pp.312-13. 'Alī Barakāt, *taṭawwūr al-*

milkiya al-zira'iyā, p.301.

- 9 「職業税」(wīrkū)については、別の機会に詳しく論じてみたいが、ここではとりあえず、以下の文献を参照のこと。G. Baer, *Egyptian Guilds in Modern Times*, Jerusalem, 1964, pp.86-89, 92, 145.
- 10 本稿の対象である「土地税」改革直後(1860年前後)に実施された「不動産賃貸借税」改革において、「搾油場」(ma'āšir), 「テヒーナ工場」(siyārij)は、全県において重要な課税対象となっている。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その1.不動産賃貸借税——」86-97頁。
- 11 「通行・市場税」(ḥamla)についても、1275年ムハッラム月14日(1858年8月24日)付の「通行・市場税」新規則公布によって、改革がなされた。この税改革については、以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その2. 通行・市場税——」。
- 12 「フィールド税」(firḍa)は、1846年に公布された第一土地法、第5条で明記されているように、一種の所得税であったと考えられるが、その実態はこれまで明らかにされていない。クロ・ベイによれば、この税は、都市では個人単位で、そして農村では家単位で課せられたという。A. B. Clot-Bey, *Aperçu général sur l'Égypte*, Vol. 2, Bruxelles, 1840, pp.156-157, また、第一土地法の翻訳は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」127-133頁。
- 13 1889年2月15日および3月10日の財務省令によって、それまで別個に徴収されていた「徴税人経費」(ḥidmat al-ṣayārif)は、「納税受領証明書代」(thaman al-awrād)などととも、基本『土地』^{ハラージュ}税のなかに含められることになった。拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」18頁。
- 14 エジプト政府は、「納税連帯責任制度」を廃止した後においても、累積し、支払い不能となった村落の税滞納を、周辺村落住民に強制的に割り振る(tawzīf)措置をとっている。Amin Sāmī, *taqwīm al-ni, 'aṣr 'abbās ḥilmī bāshā al-awwal wa muḥammad sa'īd bāshā*, Cairo, 1936, p.311.
- 15 H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī*, p.128-129. 「ナイルの低水位によって干上がった耕地」(sharāqī)に対する課税措置についての詳しい解説は、以下の文献にみられる。J, Ḥunain, *al-atqān wa al-darā'ib*, pp.368-385. この種の土地が法律によって「免税」と最終的に確認されたのは、1902年である。
- 16 前節においてすでに指摘したように、アワースイー地(al-atqān al-awāsī)とは、オスマン帝国時代の徴税請負制度下における「徴税請負職免税地」。ムハンマド・アリーは、上エジプト地方に存在していたこの種の土地については、旧徴税請負人

が彼の命令に服さず反抗したために、そのすべてを没収したが、命令に服した下エジプト地方とギーザ県の旧徴税請負人に対しては、一代限りで、彼らがそれを免税地のまま保有し続けることを許した。従って、法的には、旧徴税請負人が死亡した時点で、アワースィー地は國家に返還されることになっていた。拙稿「19世紀前半のエジプト土地・税制度」76-78頁。

- 17 拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」40頁。
- 18 当時、流通貨幣絶対量の不足のため、この種の手形 (*ḥawālāt*) は、貨幣の代替物として広範に流通していた。例えば、以下の文献で翻訳されている勅令の内容を参照のこと。拙稿「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」205頁。
- 19 中世エジプトにおける農事暦については、以下の文献を参照のこと。佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』山川出版社、1986年、302-305頁。
- 20 1880年以降、この分割課税 (*taqṣīṭ*) 手続きは、太陽暦のグレゴリウス暦によってなされるようになったところから、こうした煩雑な日付調整は不要となった。この時代の当該テーマについては、次の文献が詳しい。J. Hunain, *al-aṭyān wa al-darā'ib*, pp. 546-551.
- 21 註(4)で指摘したように、ブヘイラ県『土地税』決済報告書に添付されている三点の明細表の一つは、村落別分離「委託村落」・ジャフアーリク地追加税明細表であるが、そのジャフアーリク地に関する項目では、追加税が負担者別に整理・記載されており、それによると、倉庫管理人 (*makhzanjī*)、差配 (*khawlī*)、村落住民 (*ahālī*) の負担額はそれぞれ54,264キュルシュ21フィッダ、6,597キュルシュ15フィッダ、27,880キュルシュ10フィッダであった。ただし、小計においては、差配の負担額は村落住民の負担額として計上されている。なお、1キュルシュ=40フィッダ。
また、「はじめに」の註(4)で指摘したように、文書 *mahfaṣa raqm 4[2]*, *wa-thiqa raqm 478* は、シャルキヤ県の一地域——*al-taḥāwīya* と呼ばれている。*al-taḥāwī* という単語は、馬の飼育で有名な遊牧部族の名称であり、この *al-taḥāwīya* とは、彼らの居住区を中心とした行政区である可能性が強いが、はっきりしたことは分からない——に関する1269年度『土地税』決済明細表であるが、そこでは多額な未納金が計上されており、そのほとんどがジャフアーリク地についてものである。そして、その未納金の内訳が、貨幣計算によってではなく、倉庫 (*shūna*) へ運搬されるべき穀物ごとに、現物計算によってなされている。この点、当時のジャフアーリク地経営の一端——つまり、そこで問題となっているのは、「土地税」

というよりは、農民から徴収される現物「地代」なのである——を示すものとして、当該文書は興味深い内容を含んでいるが、ともかく、この事実は、かつてムハンマド・アリーによる農業国家独占政策のもとにあっては、農民の生産物は「国営倉庫」(shūna, pl. shuwan)へ納入すべく義務づけられていたのであるが、いまや、少なくとも一部のジャファーリク地^{ウフダ}にあっては、このかつての「国営倉庫」は、王族たちの「私的倉庫」となるに至った、ということを示している。

なお、第一節註(2)で指摘した文書 *mahfaza raqm 4[1]*, *wathīqa raqm 69* は、こうしたジャファーリク地に類する所領^{ウフダ}の倉庫管理人 (makhzanjī) による不正を扱った訴訟文書であるが、この種の訴訟は、この他にも、当時における『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』に散見される。

ともかく、19世紀における「ザワート」所領^{ウフダ}に関しては、多くの研究者が言及するが、いまだまとまった実証的事例研究は存在しない。そこで、この点について、とりあえずは以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ‘Alī*, pp. 68–71.

- 22 手形 (ḥawālāt) については、註08を参照のこと。ところで、この註のなかで示唆されているように、かかる税の金納化の遅れは、まず何よりも、当時における流通貨幣絶対量の不足によるものであり、これを短絡的に貨幣経済の未熟として解釈してはならないだろう。

3. 『土地税』徴収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会

1269年度『土地税』決済明細表は、まとまった形としてではないものの、19世紀中葉エジプト農村社会に関する少なからぬ情報を与えてくれる。以下、本節において、かかる情報、とりわけ各種『土地税』関係集計値に基づいて、当時のエジプト農村社会に関する幾つかの特徴を抽出してみよう。叙述は、史料に盛られている情報ごとに、それらを解説するというスタイルで進めたい。

(1) 「村落・所領」範疇比率

史料には、課税・徴税額だけが記載され、対象となった耕地の面積は、例外

的にしか表示されていない⁽¹⁾。そこで、我々が知り得るのは、課税・徴税額の「村落・所領」範疇比率であるが、もし耕地の平均地味は範疇の違いに関係なくほぼ一定であると仮定するならば⁽²⁾、その結果は、耕地面積の「村落・所領」範疇比率を推定する一材料ともなり得る。もっとも、前節で指摘したような、「ザワート所領」^{ウツグ}、とりわけ王族所領たるジャファーリク地が当時享受していた恩恵的諸特典を考えるならば、たとえ上記前提が正しいとしても、当該結果から耕地面積の「村落・所領」範疇比率を推定することには、慎重であらねばならないだろう。

それはともかく、史料から課税額の「村落・所領」範疇比率を知り得るのは、シャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県の二県についてのみであるところから、その結果を示せば、それぞれ以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」45.7%、②「県庁管轄村落有力者委託村落」^{マシヤーフ} 30.3%、③「県庁管轄ザワート委託村落」^{ウツグ} 11.9%、④「財務省管轄ザワート所領」^{ウツグ}（ジャファーリク地を含む）12.1%。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」63.2%、②「県庁管轄村落有力者委託村落」^{ウツグ} 5.6%、③「県庁管轄ザワート委託村落」^{ウツグ} 25.8%、④「財務省管轄ザワート所領」^{ウツグ} 5.4%。

つまり、管轄官庁を基準にした、「県庁管轄村落①②③」対「財務省管轄所領④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、87.9%対12.1%、ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、94.6%対5.4%。徴税方法を基準にした、行政役人によって徴税される「直接管理村落①」対、請負人によって徴税される「委託村落・所領②③④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、45.7%対54.3%、ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、63.2%対36.8%。そして、納税責任者を基準にした、納税が村落有力者によって担われる「村落・所領①②」対、納税がザワートによって担われる「村落・所領③④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、76.0%対24.0%、ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、68.8%対31.2%である。

我々は、以上の結果から多くのことを読み取ることができるであろう。しかし、ここでは、以下の二つの興味ある傾向を指摘するだけにとどめる。一つは、②「^{マシヤーイフ}県庁管轄村落有力者委託村落」と③「^{ウツダ}県庁管轄ザワート委託村落」の数値から引き出すことができる傾向であり、村落が^{ウツダ}徴税請負に出される場合、シャルキーヤ県については村落有力者が、ミニヤ・ベニー・マザール県についてはザワートが、その主たる請負人となっていた、ということである。もう一つは、管轄官庁を基準にした、「^{ウツダ}県庁管轄村落①②③」対「^{ウツダ}財務省管轄所領④」の比率から明らかな傾向であり、ミニヤ・ベニー・マザール県と比較して、シャルキーヤ県には、王族所領であるジャファーリク地を含む④「^{ウツダ}財務省管轄ザワート所領」が広範にみられた、ということである⁽³⁾。

(2) 納税率

各県の『土地税』決済明細表に記載されている「資産」(aşl, pl. uşul), 「残高」(khaşm, pl. khuşüm), 「余剰」(fā'iḍ, pl. fawā'iḍ), 「滞納」(baqīya, pl. baqāyā)などの絶対額を示す数値群は、それ自体で貴重な分析対象ではある。しかし、これら数値群の絶対値の参照については、「付録(I)『土地税』決済明細表抄訳」に譲り、ここでは、これら数値群の相関比率にみられる幾つかの傾向を指摘するにとどめよう。

史料から課税総額、徴税総額の双方を知り得るメスフィーヤ県、ダカフリーヤ県、ブヘイラ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ケナ・エスナ県の五県について、1269年度『土地税』の納税率を計算すると、それぞれ以下ようになる。メスフィーヤ県(105.6%)、ダカフリーヤ県(101.6%)、ブヘイラ県(83.3%)、ミニヤ・ベニー・マザール県(83.7%)、ケナ・エスナ県(97.5%)。

つまり、下エジプト地方におけるデルタ「中枢」県であるメスフィーヤ県とダカフリーヤ県においては「余剰」が計上されているのに対して、同じ下エジプト地方でもデルタ「周辺」県であるブヘイラ県、そして上エジプト地方のミ

ニヤ・ベニー・マザール県とケナ・エナス県においては、「滞納」が計上されているのである。

この事実だけで、その示唆するところ誠に大きいですが、さらにこの点を、下、上エジプト地方ごとに、そして「村落・所領」範疇を考慮しつつ、より細かく分析してみよう。

下エジプト地方に関して、「村落・所領」範疇別納税率についての情報を与えてくれる県は一つもない。しかし、幾つかの県の『土地税』決済明細表には、間接的にはあるが、この種の情報が含まれている。その一つは、メヌフィーヤ県、ブヘイラ県における「余剰」あるいは「滞納」の内訳である。

メヌフィーヤ県においては、県全体として「余剰」が計上されたが、すべての「村落・所領」範疇において「余剰」があったわけではなかった。「余剰」があったのは、②「県庁管轄村落有力者委託村落」と③「県庁管轄ザワート委託村落」であり、そのうち、②が全「余剰」の99.7%を占めた。これに対して、①「直接管理村落」と④「財務省管轄ザワート所領」では「滞納」があり、そのうち、①が全「滞納」の91.4%を占めた⁽⁴⁾。

他方、ブヘイラ県においては、「滞納」が計上されたが、確定「滞納」——つまり、決済手続きの完了した「滞納」額——のうち、34.9%が「委託村落・所領」での「滞納」であり、残りの65.1%が①「直接管理村落」での「滞納」であった。さらに前者の内訳は、②「県庁管轄村落有力者委託村落」（全確定「滞納」の21.6%）、分離「委託村落」、つまり③「県庁管轄ザワート委託村落」（同13.3%）、そして④「財務省管轄ザワート所領」（同微少）である。

次いで、上エジプト地方に関しては、ミニヤ・ベニー・マザール県について「村落・所領」範疇別納税率を計算、参照することできるが、その結果は以下の通りである。①「直接管理村落」82.4%、②「県庁管轄村落有力者委託村落」99.2%、③「県庁管轄ザワート委託村落」80.1%、ただし、1269年度新設分離「委託村落」76.8%、それ以外の「県庁管轄ザワート委託村落」99.4%、

そして、④「財務省管轄ザワート所領」99.9%。また、全「滞納」額に占めるそれぞれの範疇の「滞納」比率は、①「直接管理村落」68.1%、②「県庁管轄村落有力者委託村落」0.3%、③「県庁管轄ザワート委託村落」31.6%（うち、分離「委託村落・所領」31.4%）、そして、④「財務省管轄ザワート所領」微少である。

つまり、①「直接管理村落」での「滞納」を除く、残りの「滞納」額のほとんどは③「県庁管轄ザワート委託村落」、それも新設分離「委託村落」での「滞納」であった。この事実を、税滞納の累積が顕著であった①「直接管理村落」の多くは、1269（財政）年度の前年にザワートに対して徴税請負に出され、③「県庁管轄ザワート委託村落」の範疇に入れられたが、かかる分離「委託村落」の納税事情は、1269年度においても好転しなかった、ということを示している。そして、このようなザワート所領における悪い納税事情は、ケナ・エスナ県においても観察できる。すなわち、この県でも「滞納」が計上されたが、そのほとんど（93.5%）は、ザワート所領での「滞納」であった。ただし、この県については、次の二点において、ミニヤ・ベニー・マザール県とは決定的に異なっていた。第一は、「家畜飼育費」（全「滞納」の1.9%）、ナイルの低水位に起因して干上がった耕地での前年度未納税（同4.6%）という二つの税目を除けば、少なくとも「滞納」の内訳にみる限り、①「直接管理村落」での「滞納」の計上を指示する数値、叙述が存在しないことである。そして、第二は、前述したように、この県における「滞納」のほとんどは、ザワートの所領から来ているが、ここで「滞納」を負っていると指示されているザワートは、パジャとか「殿下」（ḥaḍra）とかの敬称を冠された高身分の有力ザワートである、ということである。

(3) 「滞納」増加率

以下、分析の対象を、『土地税』決済明細表にみられる税目に移そう。まず

は、「繰り越し金」についてである。

「繰り越し金」(muta'akhhkar, pl. muta'akhhkarāt)とは、前節で詳しく解説したように、前年度会計における「滞納」である。そこで、この「繰り越し金」と、今年度(1269年度)決済における「滞納」との二つの項目を比較することによって、当時における税「滞納」の累積状況を垣間見ることができる。以下は、1268年度「繰り越し金」を基準とした、1269年度における県別「滞納」増加率である。

メスフィーヤ県(-689.6%、つまり「余剰」を計上)、ダカフリーヤ県(-124.9%、同じく「余剰」を計上)、ブヘイラ県(27.4%)、ミニヤ・ベニー・マザール県(66.6%)、ケナ・エスナ県(179.4%)。

次いで、「村落・所領」範疇ごとの「滞納」増加率については、その数値を計算できるのは、ミニヤ・ベニー・マザール県に関してのみであり、その結果は次の通りである。

- ①「直接管理村落」(14.8%)、②「県庁管轄村落有力者委託村落」(33.3%)、③「県庁管轄ザワート委託村落」(この範疇については、前年度からの当該範疇村落と、1269年度に新設され、それ故、前年度「繰り越し金」をもたない分離「委託村落」とに分けて考察する必要がある。前者については、「滞納」増加率は-62.5%、つまり「滞納」の改善がみられ、後者については、「新規徴収額」、すなわち予定徴収額の23.2%にのぼる多額の「滞納」を計上している)、④「財務省管轄ザワート所領」(4.6%)。

その他の県に関しては、当該数値を計算することはできない。しかし、上記(2)納税率の項で解説した「余剰」「滞納」関連数値群から、メスフィーヤ県とブヘイラ県における「村落・所領」範疇別「滞納」増加率の傾向を、以下の如く容易に推測することができる。

メスフィーヤ県。①「直接管理村落」(前年度「繰り越し金」総額の86.5%に相当する「滞納」を計上したところから、「滞納」は継続したが、その累積

傾向はみられない), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(前年度「繰り越し金」総額の7倍にも相当する「余剰」を計上), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(多額ではないが, 「余剰」を計上), ④「財務省管轄ザワート所領」(「滞納」継続)。

ブヘイラ県。①「直接管理村落」(前年度「繰り越し金」総額の約77%に相当する「滞納」を計上。ただし, 「滞納」累積傾向なし), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(「滞納」継続), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(「滞納」継続), ④「財務省管轄ザワート所領」(「滞納」傾向なし)。

(4) 税目比率

この項では, 第二節で解説した税目分類に基づいて, 課税額の税目比率を計算し, 分析してみよう。まず, 税目を, おおまかに, 〔Ⅰ〕「繰り越し金」, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」(irād, pl. irādāt), 〔Ⅲ〕「余剰金」(fa'id, pl. fawā'id) の三つに分類し, そのそれぞれの比率を, 県ごとに示す。

メスフィーヤ県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」1.0%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」99%, 〔Ⅲ〕「余剰金」微少。

ダカフリーヤ県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」6.5%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」93.5%, 〔Ⅲ〕「余剰金」微少。

ブヘイラ県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」13.1%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」86.7%, 〔Ⅲ〕「余剰金」0.2%。

シャルキーヤ県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」22.7%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」77.3%, 〔Ⅲ〕「余剰金」項目なし。

ミニヤ・ベニー・マザール県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」9.8%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」88.9%, 〔Ⅲ〕「余剰金」1.3%。

ケナ・エスナ県。〔Ⅰ〕「繰り越し金」0.9%, 〔Ⅱ〕「新規徴収額」93.7%, 〔Ⅲ〕「余剰金」5.4%。

これら数値群のうち、「余剰金」に関しては、何の有意な結論も引き出せない。そこで、この税目を除いた、〔Ⅰ〕「繰り越し金」と〔Ⅱ〕「新規徴収額」を分析の対象にしよう。

ところで、1268年度「繰り越し金」は、第一節で指摘した1269年サファル月13日(1852年11月26日)付勅令を想い起こすならば、特別の意味をもつ。というのも、1268年度は、この勅令の規定に基づく最初の財政年度であるが、当該勅令の内容といえ、増税を条件に、それまでに累積された滞納金を免除する、というものであったからである。つまり、この年度は、それまでの「滞納」を御破算にして、エジプト政府が本格的に「余剰金」「滞納金」問題を解消しようと乗り出した年度なのであり、かくて、この年度の「繰り越し金」は、1268年度以前に遡ることのない、この年度分だけの「滞納」ということになる。以上から、その額は、当時における納税状況を示唆する数値として、徴税請負制度の普及を考察する際に利用できる貴重な情報である。

もっとも、前節で詳しく解説したように、上記勅令が対象としたのは、徴税請負に出されていない「直接管理村落」であった。従って、正確に述べるならば、累積「滞納」免除措置の対象となったのはこの範疇の村落であったところから、「直接管理村落」における1268年度「繰り越し金」こそが、上記目的のために利用できる数値ということになる。そこで、参考までに、「村落・所領」範疇別「繰り越し金」比率を計算できるシャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県についての計算結果を示すと、以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」(26.5%)、②「県庁管轄村落有力者委託村落」(19.0%)、③「県庁管轄ザワート委託村落」(9.4%)、④「財務省管轄ザワート所領」(30.3%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」(15.3%)、②「県庁管轄村落有力者委託村落」(0.6%)、③「県庁管轄ザワート委託村落」(1.7%、ただし、1269年度新設分離「委託村落」を除く)、④「財務省管轄ザワート所領」

(微少)。

次いで、「新規徴収額」の分析に移るが、これはさらに、「基本税」(māl, pl. amwāl)と「6分の1税」(al-suds)とからなる(1)「通常課税」(taqsīṭ)と、その他の(2)「追加税」(iḍāfa, pl. iḍafat)とに分けられる。両者の比率を県ごとに列挙すれば、以下の通りである。

メヌフィーヤ県。(1)「通常課税」(76.8%), (2)「追加税」(23.2%)。

ダカフリーヤ県。(1)「通常課税」(98.5%), (2)「追加税」(1.5%)。

ブヘイラ県。(1)「通常課税」(89.3%), (2)「追加税」(10.7%)。

シャルキーヤ県。(1)「通常課税」(99.1%), (2)「追加税」(0.9%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。(1)「通常課税」(98.3%), (2)「追加税」(1.7%)。

ケナ・エスナ県。(1)「通常課税」(94.3%), (2)「追加税」(5.7%)。

また、シャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県における「村落・所領」範疇別当該比率を示せば、以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」((1)「通常課税」99.1%, (2)「追加税」0.9%), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」^{マンヤーフ} ^{ウフダ}((1)「通常課税」98.8%, (2)「追加税」0.2%), ③「県庁管轄ザワート委託村落」^{ウフダ}((1)「通常課税」98.9%, (2)「追加税」1.1%), ④「財務省管轄ザワート所領」^{ウフダ}((1)「通常課税」99.9%, (2)「追加税」0.1%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」((1)「通常課税」99.0%, (2)「追加税」1.0%), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」^{マンヤーフ} ^{ウフダ}((1)「通常課税」99.0%, (2)「追加税」1.0%), ③「県庁管轄ザワート委託村落」^{ウフダ}((1)「通常課税」99.6%, (2)「追加税」0.4%), ④「財務省管轄ザワート所領」^{ウフダ}((1)「通常課税」85.7%, (2)「追加税」14.3%)。

「基本税」と「6分の1税」とからなる「通常課税」における後者の比率は、ダカフリーヤ県(13.1%), シャルキーヤ県(13.0%), ミニヤ・ベニー・マザ

ール県(13.3%)であり、県によって違いはない。同様に、シャルキーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県にみる限り、「村落・所領」範疇による当該比率の差異は、全く無視できる程度のものである。

「追加税」は実に多種多様な税目からなっている。これらの詳細については、「付録(1)『土地税』決済明細表抄訳」に譲り、ここでは、第二節で指摘した税目分類に基づいて、「追加税」を次の二つに分けて考察しよう。第一は、「通常課税」に含まれることもある、県の違いを越えて毎年徴収される諸税、そして、第二は、県ごと、あるいは年ごとに、その額が異なり変化する諸税であるが、以後、とりあえず前者を恒常「追加税」、後者を臨時「追加税」と呼んでおこう。以下は、各県の「追加税」額に占める両者の比率である。

メソフィーヤ県。(恒常「追加税」41.0%、臨時「追加税」59.0%)。

ダカフリーヤ県。(恒常「追加税」71.3%、臨時「追加税」28.7%)。

ブヘイラ県。(恒常「追加税」11.1%、臨時「追加税」88.9%)。

シャルキーヤ県。(恒常「追加税」22.6%、臨時「追加税」77.4%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。(恒常「追加税」45.5%、臨時「追加税」54.5%)。

ケナ・エスナ県。(恒常「追加税」37.8%、臨時「追加税」62.2%)。

以上の数値群から、ダカフリーヤ県を除くすべての県において、臨時「追加税」の比率の高さが目立つが、とりわけブヘイラ県とシャルキーヤ県での高さは、両県のそれぞれの特特殊性による。つまり、前者については、遊牧民(牧草地?)税が、後者については、有力ザワート所領で計上された「滞納」の強制割り振りが、それぞれの臨時「追加税」の大半を占めているのである。

(5) 金納化率

第二節で指摘したように、その年度の課税額は、一年12ヶ月、年間を通して12に分割(taqsi)されて徴収された。かかる分割課税に際して参考基準となっ

たのは、後代においてと同様、作付ローテーションへの配慮であったと考えられ、それ故、課税方式は県ごとに異なっていたと想像されるが、我々の史料から県単位での当該手続きを知り得るのは、シャルキーヤ県についてのみである。

それによると、④「財務省管轄ザワート^{ウフダ}所領」を除く、①②③「県庁管轄村落・所領^{ウフダ}」での月別課税分割比率は、以下の通りである。ムハッラム月 (12.7%)、サファル月 (8.1%)、ラビーウⅠ月 (8.1%)、ラビーウⅡ月 (8.2%)、ジュマダーⅠ月 (8.3%)、ジュマダーⅡ月 (8.2%)、ラジャブ月 (8.1%)、シャアバーン月 (6.3%)、ラマダーン月 (7.2%)、シャッワール月 (7.3%)、ズール・カアダ月 (8.2%)、ズール・ヒッジヤ月 (9.3%)。

つまり、ムハッラム月での高率と、シャアバーン月、ラマダーン月、シャッワール月でのやや目立つ低率以外、ほぼ平均した月分割がみられる。しかし、これを「村落・所領」範疇別に細かく分析すると、①「直接管理村落」における月分割比率と、②③「県庁管轄委託村落^{ウフダ}」におけるそれとの間には、顕著な違いがあることが分かる。そこで、それぞれの月分割比率を示すと、以下の通りである。

①「直接管理村落」。ムハッラム月 (9.8%)、サファル月 (8.3%)、ラビーウⅠ月 (8.25%)、ラビーウⅡ月 (8.25%)、ジュマダーⅠ月 (8.25%)、ジュマダーⅡ月 (8.05%)、ラジャブ月 (7.3%)、シャアバーン月 (6.6%)、ラマダーン月 (8.4%)、シャッワール月 (8.5%)、ズール・カアダ月 (9.0%)、ズール・ヒッジヤ月 (9.3%)。

②「県庁管轄村落有力者委託村落^{マシヤーフ}」。ムハッラム月 (15.5%)、サファル月 (8.0%)、ラビーウⅠ月 (8.0%)、ラビーウⅡ月 (8.1%)、ジュマダーⅠ月 (8.2%)、ジュマダーⅡ月 (8.3%)、ラジャブ月 (8.1%)、シャアバーン月 (6.6%)、ラマダーン月 (6.7%)、シャッワール月 (6.7%)、ズール・カアダ月 (7.2%)、ズール・ヒッジヤ月 (8.6%)。

③「県庁管轄ザワート^{ウフダ}委託村落」。ムハッラム月 (16.5%)、サファル月 (7.8

%), ラビーウⅠ月(7.8%), ラビーウⅡ月(7.8%), ジュマードーⅠ月(8.4%), ジュマードーⅡ月(8.7%), ラジャブ月(11.4%), シェアバーン月(4.3%), ラマダーン月(4.2%), シャッワール月(4.1%), ズウル・カアダム(8.0%), ズウル・ヒジヤ月(11.0%)。

つまり、①「直接管理村落」については、12ヶ月の課税分割が、シェアバーン月でのやや目立つ落ち込み以外、ほぼ平均してなされているのに対して、②③「^{ウフダ}県庁管轄委託村落」、とりわけ③「^{ウフダ}県庁管轄ザワート委託村落」においては、ムハッラム月での飛び抜けた高率と、シェアバーン月、ラマダーン月、シャッワール月での低率とが目につくのである。そして、一方で、1270年——当該シャルキーヤ県明細表は1270年度課税に関するものである——を西暦換算し、他方で、エジプト農業での夏作物栽培ローテーションを想起するならば、この事実は、当時における「委託村落」での夏作物、つまり商品作物・綿花の栽培普及と関係あるのではあるまいか、という仮定に至る⁽⁴⁾。

また、シャルキーヤ県における課税手続きに関連して付言すべきは、④「財務省管轄ザワート所領」^{ウフダ}の特殊な立場である。すなわち、この範疇の「村落・所領」は、管轄官庁を異にするところから、他の三つの「村落・所領」範疇とは区別されて、別会計の如くに『土地税』決済手続きがとられているが、さらに、この手続きを定めた当該明細表には、月別分割課税比率表が記載されておらず、おそらく、この範疇の「村落・所領」に対しては、分割課税方式は採用されなかったのではないかと考えられる。そして、もしこの仮定が正しいとするならば、その理由は、明らかに、この範疇のほとんどの「村落・所領」が、「管理人」によるいわゆる所領経営の対象になっていたからである⁽⁴⁾。

それでは、最後に、納税における金納化率をみてみよう。以下は県ごとの金納・物納・手形納比率である。

メヌフィーヤ県。金納(67.7%), 物納(16.3%), 手形納(16.0%)。

ダカフリーヤ県。金納(65.7%), 物・手形納(34.3%)。

シャルキーヤ県については、徴税における金納化率を示す数値はないが、徴税当局が課税手続きの段階で予定した徴税形態比率を参照できることから、それを参考までに示すと、金納（37.7%）、物納（31.1%）、手形納（31.2%）である。

ケナ・エスナ県の場合、前年度「繰り越し金」を除いた、「余剰金」を含む「新規徴収額」に関する数値を参照できる。まず、徴税当局が課税手続きの段階で予定した徴税形態比率は、金納（47.4%）、物納（52.6%）である。そして、実際の徴税額における当該比率は、金納（50.7%）、物納（49.3%）であった。

以上の数値から、一般論として、上エジプト地方に対する下エジプト地方における高い金納化率を指摘できようが、同じ下エジプト地方であっても、デルタ「中枢」地域と「周辺」地域との間には、決定的な差違が観察される。

最後に、かかる金納化率の差異は、「村落・所領」範疇間においてもまた存在したであろうか。この点に関しては、シャルキーヤ県、それも実際の徴税形態比率ではなく、課税手続き段階での予定徴税形態比率についての数値しかないが、それを参考までに示せば、以下の通りである。

①「直接管理村落」。金納（37.4%）、物納（31.3%）、手形納（31.3%）。

②「^{バシヤーフ}県庁管轄村落有力者委託村落^{ウフダ}」。金納（36.0%）、物納（32.0%）、手形納（32.0%）。

③「^{ウフダ}県庁管轄ザワート委託村落」。金納（37.4%）、物納（31.3%）、手形納（31.3%）。

④「^{ウフダ}財務省管轄ザワート所領」。金納（36.4%）、物納（31.8%）、手形納（31.8%）。ただし、「ワーディー^{ジフリア}所領（ジャファーリク地）」⁽⁷⁾については、金納（49.8%）、物納（24.9%）、手形納（25.3%）。

以上のシャルキーヤ県の数値をみる限り、徴税当局は、最後の「ワーディー^{ジフリア}所領」を例外として、他の「村落・所領」範疇については、範疇の違いを越え

て、金納比率の平均化を意図しているようにみえる。その限りにおいては、「村落・所領」範疇間には、金納化率の差異はないといえる。ところが、同じシャルキーヤ県であるにも拘らず、前年度「繰り越し金」における未納残高現金・現物納比率に関する「村落・所領」範疇別数値からは、また異なる結論が導き出せる。参考までにその数値を列挙すれば、以下の通りである。

①「直接管理村落」。現金 (23.1%)、現物 (76.9%)。

②「^{マシヤーフ}県庁管轄村落有力者委託村落^{ウフダ}」。現金 (21.2%)、現物 (78.8%)。

③「^{ウフダ}県庁管轄ザワート委託村落^{ウフダ}」。現金 (60.5%)、現物 (39.5%)。

④「^{ウフダ}財務省管轄ザワート所領^{ウフダ}」。現金 (49.2%)、現物 (50.8%)。なお、「^{ウフダ}ワディー所領^{ウフダ}」については、現金 (49.7%)、現物 (50.3%)。

つまり、実際の納税における金納化率は、納税がザワートによって担われた③、④においてよりも、納税が村落有力者によって担われた①、②において、圧倒的に高かったのである。この事実に対しては、幾つかの解釈が可能であろう。しかし、かかる解釈の違いを越えて、ここでははっきり言えるのは、①、②の範疇の「村落・所領」に居住する農民たちは、③、④の範疇の「村落・所領」に居住する農民たちに比して、より深く貨幣経済に巻き込まれていた、あるいは、巻き込まれざるをえなかったであろう、ということである。換言すれば、同じ県、地方であっても、土地経営形態が違えば、金納化率もまた異なったのである。

- 1 例えば、メスフィーヤ県とブヘイラ県の明細表には、『土地税』(māl al-aṭyān) が課せられた耕地の総面積——それぞれ、331,123フェッダーン余り、217,366フェッダーン余り——が表示されてはいるが、それについてのより細かな解説は一切ない。なお、1フェッダーンは約1エーカー。
- 2 土地範疇、地味、課税率、以上三者の関係については、とりあえず以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」15-19頁。
- 3 ムハンマド・アリー統治下において、ジャファーリック地と徴税請負地の圧倒的多

くが下エジプト地方に存在していたことは、周知のことである。cf. 石田進『帝国主義下のエジプト経済——19世紀エジプトの植民地化過程の分析——』御茶の水書房、1974年、137頁。

- なお、参考までに、ムハンマド・アリー時代における王族ジャフファーリク地面積の県分布を示せば、以下の通りである。総面積334,286フェッダーン——ガルビーヤ県(158,923フェッダーン)、メヌフィーヤ県(4,190フェッダーン)、ダカフリーヤ県(39,601フェッダーン)、シャルキーヤ県(52,691フェッダーン)、カルユービーヤ県(10,278フェッダーン)、ブヘイラ県(53,010フェッダーン)、上エジプト地方(15,591フェッダーン)。cf. ‘Ali Barakāt, *taṭawwur al-milkīya al-zirā‘īya*, p.473.
- 4 ダカフリーヤ県明細表によれば、県全体として782キース余りの「余剰」を計上したが、その内訳をみるに、「余剰」として集計された額は5,061キース余りにも上ったにも拘らず、同時に、4,279キース余りの多額の「滞納」を抱えてもおり、結局のところ、差し引き782キース余りの「余剰」に落ち着いた。このように、同じ県でも、「村落・所領」範疇ごとに、さらには個々の村落・所領ごとに、その納税収支は大きく異なっていた。
- 5 コプト暦1571年トゥート月1日＝西暦1854年9月10日＝イスラム暦1270年ズル・ヒジャ月17日。なお、農事暦については、第二節註①9に挙げられた文献を参照のこと。
- 6 この点については、第二節の末尾、および註②を参照のこと。
- 7 「ワーディー所領」については、以下の文献にその言及がみられる。‘Ali Barakāt, *taṭawwur al-milkīya al-zirā‘īya*, p.96。それによると、この所領は、エジプト総督アッパースによって、自らのために設定された、18,734フェッダーンの耕地からなる所領であった。

お わ り に

以上、書式を異にし、統一性を欠いた『土地税』決済報告書にみられる統計群に依拠したために、まとまりのない数値の羅列からなる論文となってしまった。そこで、以下、前節における分析結果を整理し、それに基づいて、一つの結論めいたことを指摘することによって、本稿を終えたい。というのも、論文の出来の良し悪しとは別に、前節の分析結果は、今後、筆者が近代エジプト農

村研究を行う際に、重要な指針となるであろう、「地域」「県」あるいは「村落」の類型化に関する貴重な情報を含んでいるからである。

(1)「村落・所領」範疇比率の分析結果について。

①村落が徴税請負に出される場合、シャルキーヤ県については村落有力者が、ミニヤ・ベニー・マザール県についてはザワートが、その主たる請負人となった。

②ミニヤ・ベニー・マザール県と比較して、シャルキーヤ県には、王族所領であるジャファーリク地を含む、「財務省管轄ザワート所領」が広範にみられる。

(2)納税率の分析結果について。

③同じ下エジプト地方でありながら、メヌフィーヤ県とダカフリーヤ県においては「余剰」が計上されているのに対して、ブヘイラ県においては「滞納」が計上されている。

④メヌフィーヤ県においても、すべての「村落・所領」範疇で「余剰」が計上されたわけではなく、「直接管理村落」では「滞納」が計上されたが、「県庁管轄村落有力者委託村落」での「余剰」がこれを凌駕したのである。

⑤上エジプト地方のミニヤ・ベニー・マザール県とケナ・エスナ県において、「滞納」が計上された。そのうち、ミニヤ・ベニー・マザール県における「滞納」の出所は、もっぱら「直接管理村落」と、新たに設定された分離「県庁管轄ザワート委託村落」であった。後者の経営不振には目に余るものがある。

⑥これに対して、ケナ・エスナ県での「滞納」の出所は、ほとんどザワート、とりわけパシャとか「殿下」とか呼ばれた有力ザワートの所領である。

(3)「滞納」増加率の分析結果について。

⑦「余剰」を計上したメヌフィーヤ県とダカフリーヤ県は論外として、ブヘイラ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ケナ・エスナ県の順序で「滞納」累積傾向が強い。

⑧メヌフィーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県に関する、「村落・所領」範疇ごとの「滞納」増加率の分析結果は、④、⑤の結果を裏付けている。

(4)税目比率の分析結果について。

⑨総課税額に占める前年度「繰り越し金」の比率は、ケナ・エスナ県の説明困難な非常な低率を除けば、ほぼ③、⑤の結果と符合している。

⑩「追加税」に関して、高い臨時「追加税」の比率が、ブヘイラ県とシャルキーヤ県において観察されるが、それは、それぞれの県の特長による。つまり、前者については、遊牧民(牧草地?)税が、後者については、有力ザワート所領での税滞納の強制割り振りが、高い当該比率をもたらしているのである。

(5)金納化率の分析結果について。

⑪シャルキーヤ県にみる限り、分割徴税方式において、「直接管理村落」とその他の「委託村落・所領」との間に差異が観察されるが、この事実は、おそらく、当時における後者での夏作物、つまり商品作物・綿花の栽培普及と無関係ではあるまい。

⑫シャルキーヤ県『土地税』決済明細表において、「財務省管轄ザワート所領」は、管轄官庁を異にするところから、他の三つの「村落・所領」範疇とは別会計となっているのみならず、ただひとり分割徴税手続きの対象外となっている。これは、おそらく、この範疇の「村落・所領」のほとんどにおいて、管理人によるいわゆる所領経営がなされていたからであろう。

⑬一般的傾向として、上エジプト地方に対する下エジプト地方における高い金納化率を指摘できる。しかし、同じ下エジプト地方であっても、メヌフィーヤ県、ダカフリーヤ県と、シャルキーヤ県との間には、金納化率において、決定的な差異が観察される。

⑭シャルキーヤ県の「村落・所領」範疇別金納化率において、納税がザワートによって担われた「県庁管轄ザワート委託村落」「財務省管轄ザワート所領」よりも、納税が村落有力者によって担われた「直接管理村落」「県庁管轄村落

有力者委託村落」のほうが、高い金納化率を示している。このことは、後者に居住する農民たちに対して、より深く貨幣経済に巻き込まれることを余儀なくさせたであろう。

さて、以上の諸結果から、我々は、近代エジプト農村における以下の四つの「地域」類型を指摘することができるであろう⁽¹⁾。

第一は、メヌフィーヤ県に代表される、下エジプト地方のデルタ「中枢」地域である。ここでは、生産性の高い農業が展開され、商品経済もまた深く浸透していたが、その経営主体は、村落有力者層であった。そのため、「直接管理村落」が累積「滞納」のため徴税請負に出された時、徴税請負人として、その受け皿となったのは彼らであり、彼らは、かくて集積した「県庁管轄村落有力者委託村落」においても、高収益をあげた。

第二は、ブヘイラ県、シャルキヤー県に代表される、下エジプト地方のデルタ「周辺」地域である。この地域は、砂漠と接し、通年灌漑体系の整備を待つて耕作可能となる広大な荒蕪地を抱える、フロンティアであった。この荒蕪地の多くは、開墾目的のために、各種所有権上あるいは税制上の特典を付与されて、ザワート、遊牧民の首長たちに授与されたが、その典型が王族所領たるジャファーリク地であった。「直接管理村落」が徴税請負に出される際、多くの村落有力者がその受け皿となったが、そこでは大規模な資本を投下してはじめて高い生産性を望めることもあって、この地域での農業経営の主体は、上記ザワート、遊牧民の首長からなる大土地保有者層であった。かくて、綿花を中心とした商品作物経済の展開に最も敏感に反応したのは、この地域であった。

第三は、ミニヤ・ベニー・マザール県に代表される、上エジプト地方のデルタ方面、時として中エジプト地方と呼ばれる地域である。この地域は、デルタ「中枢」にとってのいわば後背地として、また、ファイユーム、オアシス地方へと続く砂漠を生活圏に取り込んでいる点において、第二の地域と類似している。しかし、19世紀中葉から後半にかけての時期において、デルタ「周辺」地

域が通年灌漑体系への移行を成し遂げていったのに対して、この地域は依然として自然灌漑体系^{ベイズン}に規定され続けたところから、両者の間には、商品経済の浸透度において決定的な違いがあった。かくて、「直接管理村落」が徴税請負^{ウツダ}に出された時、徴税請負人として、その受け皿となったのは、ザワート、さらには、『土地税』決済明細表では表立っていないが、遊牧民の首長たちであった。

そして、最後の第四は、ケナ・エスナ県に代表される、上エジプト地方の南部地域である。この地域は、エジプトの最南端に位置するという地理的環境から、また、根強い村落慣行の存続という歴史的・文化的環境から、商品経済の低い浸透度と、一部有力者による寡頭支配とによって知られている。実際、ケナ・エスナ県『土地税』決済明細表において顕著なのは、「直接管理村落」と、バジャとか「殿下」とか呼ばれた有力ザワートの「所領」との間の落差であって、そこには、他の地域におけるが如き、この二つの「村落・所領」範疇をい^{マツヤーフ}わ^{ウツダ}ば橋渡しする、「村落有力者委託村落」の存在を確認することは困難である。

- 1 なお、本稿における結論と全く同じ分析結果が、以下の文献にみられる。拙稿「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程(続)」一橋大学地中海研究会編『地中海論集X』1986年所収。

付録(Ⅰ)『土地税』決済明細表抄訳

以下は、本文においてもっぱら依拠された次の6文書の抄訳である。もっとも、現在の私では判読不可能な文言が幾つかある。そのため、ここでの試みはあくまで仮訳としてのそれであり、正確な翻訳は後日を期したい。

(1) ダカフリーヤ県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、「1269年トゥート月ダカフリーヤ県課税『資産』、『残高』についての明細」(kashf 'an uşul wa khu-şüm taqsiṭ mudīriyat al-daḡhaliya tāti sana 1269)。出典：1271年ムハッラム月8、9日(1854年10月1、2日)付、ダカフリーヤ県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4 [1], wathīqa 41*)。

(2) ミニヤ・ベニー・マザール県1269年度『土地税』決清明細表。正確には、「1268年度『繰り越し金』を含む、1270年ズル・ヒッジャ月16日までの、1269年トゥット月ミニヤ・ベニー・マザール県課税『資産』、『残高』、『滞納』についての明細」(kashf 'an uşūl wa khuşūm wa bāqī taqṣīṭ mudīriyat al-minyā wa banī mazār tūtī sana 1269 li-ghāyat 16 dhū al-hijja sana 1270 bi-mā fi-hi muta'akhhkar sana 1268)。出典：1271年ムハッラム月9日(1854年10月2日)付、ミニヤ・ベニー・マザール県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4[1]*, *wathīqa raqm 43*)。

(3) ブヘイラ県1269年度『土地税』決清明細表。正確には、「1269年ブヘイラ県『土地税』の『資産』、『残高』、『滞納』についての明細」(kashf 'an uşūl wa khuşūm wa bāqī amwāl mudīriyat al-buḥayra sana 1269)。出典：1271年ムハッラム月9日(1854年10月2日)付、ブヘイラ県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4[1]*, *wathīqa raqm 45*)。

(4) メスフイーヤ県1269年度『土地税』決清明細表。正確には、「1269年トゥット月メスフイーヤ県村落の『資産』、『残高』,ならびに1268年までの『繰り越し金』,1269年までの『滞納』,『余剰』についての明細——『委託村落』を含む全県(の村落)について」(kashf 'an uşūl wa khuşūm nawāḥī mudīriyat al-munūfiya tūtī sana 1269 ma'a al-muta'akhhkar li-ghāyat sana 1268 wa al-bāqī wa al-fāyīḍ li-gāyat sana 1269——wa dhālik 'an al-mudīriyat kāmīl fi-mā fi-hi nawāḥī al-'uḥad)。出典：1271年ムハッラム月9,10日(1854年10月2,3日)付、メスフイーヤ県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4[1]*, *wathīqa raqm 50*)。

(5) ケナ・エスナ県1269年度『土地税』決清明細表。正確には、「1268年『土地税』『繰り越し金』を含む、1269年トゥット月ケナ・エスナ全県『土地税』の『資産』、『残高』についての明細」(kashf 'an uşūl wa khuşūm al-amwāl bi-mudīriyat 'umūm qinā wa isnā tūtī sana 1269 bi-mā fi-hi al-muta'akhhkar min amwāl sana 1268)。出典：1271年ムハッラム月12日(1854年10月5日)付、ケナ・エスナ県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4[1]*, *wathīqa raqm 83*)。

(6) シャルキーヤ県1270年度『土地税』課税明細表。正確には、「1270年トゥット月シャルキーヤ県村落・所領分割課税についての明細」(kashf 'an marbūṭ taqṣīṭ nawāḥī wa 'uḥad mudīriyat al-sharqiya tūtī sana 1270)。出典：1271年サフール月23日(1854年11月15日)付、シャルキーヤ県知事作成報告書 (*mahfaẓa raqm 4[2]*, *wathīqa raqm 482*)。

なお、上記明細表において使用されている用語は、大体において統一されているが、細かな点において県ごとに異なる用語が、また、一部の県においては特殊な用語が、

19世紀中葉エジプトにおける税制度

使われている。しかし、これら細部にこだわる必要を認めないところから、以下の抄訳においては、訳者の判断によって、できるだけ統一用語による翻訳を試みた。統一用語の対照アラビア語は、本文、第二節を参照されたい。なお、1キース=500キュルシュ、1キュルシュ=40フィッド。

(1) ダカフリーヤ県1269年度『土地税』決済明細表

〔Ⅰ〕 「資産」	キース	^{キルシュ} ユ	フィッド
(1) 1268年度「繰り越し金」	3,138	170	7
(2) 「土地税」			
1269年度「土地税」	38,833	255	17
「6分の1税」ならびに「職業税」「織機税」			
	<u>5,844</u>	<u>429</u>	<u>26</u>
	44,678	185	3
(3) 「追加税」			
「家畜飼育費」「義捐金」	75	268	16
「徴税人経費」	419	163	39
「強制割り振り」	9	4	0
国家負担1267年度「繰り越し金」			
県管轄村落負担			
	6	182	27
国家負担綿花代金			
	<u>136</u>	<u>361</u>	<u>0</u>
	143	43	27
燃料税(?)		23	18
「余剰金」	13	19	5
国家返還アワースィー地「土地税」			
	16	276	25
手形差損代	5	3	30
競売地臨時賦課「土地税」	24	297	35
財務省管轄所領負担金	<u>3</u>	<u>285</u>	<u>0</u>
	709	385	35
	48,526	241	5
〔Ⅱ〕 1269年度「決済」「残高」			
(1) 決済分			
「金納」	31,004	433	39
「物・手形納」	<u>16,199</u>	<u>177</u>	<u>8</u>
	47,204	111	7

(2) 決済手続き中

1268年度分	724	22	24				
1269年度分	<u>1,380</u>	<u>134</u>	<u>8</u>	<u>2,104</u>	<u>156</u>	<u>32</u>	49,308 267 39

〔Ⅲ〕 「余剰」

「余剰」				5,061	387	19	
「滞納」				<u>4,279</u>	<u>360</u>	<u>25</u>	782 26 34

◀「余剰金」総額、782キース26キュルシュ34フィッダ也。▶ 1271年ムハッラム月8日 ダカフリーヤ県知事

(2) ミニヤ・ベニー・マザール県1269年度『土地税』決済明細表

「直接管理村落」「県庁管轄村落有力者委託村落」

〔Ⅰ〕 「直接管理村落」(nawāḥī al-aqsām)

「資 産」	キース	キュルシュ	フィッダ				
(1) 1268年度「繰り越し金」	3,569	229	12				
(2) 1269年度「収入」							
「土地税」ならびに「6分の1税」							
「土地税」	16,588	149	16				
「6分の1税」	<u>2,586</u>	<u>220</u>	<u>14</u>	19,174	369	30	
「追加税」							
「徴税人経費」	170	127	26				
「家畜飼育費」	16	280	29				
「市場税」*	<u>15</u>	<u>220</u>	<u>35</u>	202	129	10	
「余剰金」	<u>359</u>	<u>30</u>	<u>8</u>	<u>561</u>	<u>159</u>	<u>18</u>	<u>19,736</u> 29 8 23,305 258 20
「決済」「残高」							

19世紀中葉エジプトにおける税制度

決済分	19,207	422	19					
分離「委託村落」(al-'uhad al-mafkūka) (「土地税」) 回収分								
				<u>1</u>	<u>244</u>	<u>20</u>	19,209	166 39
(「滞納」)							4,096	91 21
〔Ⅱ〕 「県庁管轄村落有力者委託村落」(‘uhad mashāykh-hum)								
「資産」								
(1) 1268年度「繰り越し金」							12	324 10
(2) 1269年度「収入」								
「土地税」ならびに「6分の1税」								
「土地税」								
							1,681	423 11
「6分の1税」								
							<u>261</u>	<u>183 39</u> 1,943 107 10
「追加税」								
「市場税」*								
							3	477 0
「徴税人経費」								
							<u>18</u>	<u>252 16</u>
							22	229 16
「余剰金」								
							<u>76</u>	<u>169 28</u> <u>98 399 4</u> <u>2,042 6 14</u> 2,054 330 24
「決済」								2,037 406 19
(「滞納」)								16 424 5
□ 「直接管理村落」「県庁管轄村落有力者委託村落」決済明細								
「資産」								
(1) 1268年度「繰り越し金」								3,582 53 22
(2) 1269年度「収入」								
「土地税」ならびに「6分の1税」								
「土地税」								
							18,270	72 27
「6分の1税」								
							<u>2,847</u>	<u>404 13</u> 21,117 477 0
「追加税」								

「徴税人経費」									
	188	380	2						
「家畜飼育費」									
	16	280	29						
「市場税」*									
	19	197	35						
	224	358	26						
「余剰金」									
	435	199	36	660	58	22	21,778	35	22
							25,360	89	4
「決 済」									
決済分							21,245	328	38
分離「委託村落」(「土地税」)回収分							1,244	20	
(「滞納」)									
未納									
未納分				598	162	17			
1270年度繰り越し分				67	30	6	665	192	23
遊牧民負担分							322	66	29
その他							3,125	256	14
							4,113	15	26
〔Ⅲ〕 「県庁管轄ザワート委託村落」(‘uhad al-mudiriya)									
「資 産」									
(1) 1268年度「繰り越し金」							24	158	4
(2) 1269年度「収入」									
「土地税」ならびに「6分の1税」									
「土地税」									
	1,144	155	10						
「6分の1税」									
	182	61	34	1,326	217	4			
「追加税」									
イブラヒーム・ベク・ハリール殿下負債の肩替り									
	27	305	9						
「市場税」*									
	1	40	0						
	28	345	9						

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「余剰金」									
	<u>10</u>	<u>193</u>	<u>2</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	<u>11</u>	<u>1,365</u>	<u>255</u>	<u>15</u>
「決 済」									1,389 413 19
(「滞納」)									1,380 357 35
故ハサネイン・バシャ ^{ウフダ} 所領(負債)									212 24
イブラヒーム・ベク・ハリーム ^{ウフダ} 所領(負債)							<u>8 343</u>	<u>0</u>	9 55 24
○1269年トゥット月に新たに「直接管理村落」からはずされて徴税請負に出された分離「委託村落」									
1269年度「収入」総額(「資産」)									
「土地税」ならびに「6分の1税」									
「土地税」									7,018 243 1
「6分の1税」							<u>1,075</u>	<u>253</u>	<u>12</u>
									8,093 496 13
「追加税」									
分離「委託村落」(「土地税」)追加分									1 244 20
「市場税」* 7 419 0									
「徴税人経費」									
							<u>1</u>	<u>14</u>	<u>5</u>
									10 177 25
「余剰金」									
	<u>18</u>	<u>133</u>	<u>6</u>	<u>28</u>	<u>310</u>	<u>31</u>	<u>8,122</u>	<u>307</u>	<u>4</u>
「決 済」									6,234 211 22
(「滞納」)									
イブラヒーム・アブドゥル・ラフマーン ^{ウフダ} 所領									2 71 24
故アジーズ・カーシフ ^{ウフダ} 所領									2 278 36
アリー・エフエンディ ^{ウフダ} 所領									2 85 17
故ムスタファー・ベク ^{ウフダ} 所領									5 349 24
ハリール・エフエンディ ^{ウフダ} 所領									24 12
イスマイル・バシャ ^{ウフダ} 皇太子閣下所領									1,348 349 12

東洋文化研究所紀要 第109冊

アフマド・パシヤ閣下所領 ^{ウフダ}	16 400	15		
イスマイル・パシヤ閣下所領 ^{ウフダ}			36 123	21
故フルシド・パシヤ所領 ^{ウフダ}	179 482	4		
ムスタファー・アガー所領 ^{ウフダ}	23 295	32		
サリーム・パシヤ閣下所領 ^{ウフダ}	3 130	39		
ハサネイン・ベク所領 ^{ウフダ}	<u>267</u>	<u>3 26</u>	1,888	95 22

〔Ⅳ〕 「財務省管轄ザワート所領」 (‘uhad al-māliya)

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」 1 114 38

(2) 1269年度「収入」

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

1,508 7 30

「6分の1税」

198 191 35 1,706 199 25

「追加税」

「市場税」*

13 58 16

アルハーミー・パシヤ閣下所領の1267年度負債肩替り (財務省手形納)

271 318 12 284 376 28 1,991 76 13 1,992 191 11

「決済」 (財務省手形納) 1,991 48 15

(「滞納」) 1 142 36

□ 総計

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」 3,607 326 24

(2) 1269年度「収入」

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

27,940 478 28

「6分の1税」

4,303 411 14 32,244 390 2

「追加税」

東洋文化研究所紀要 第109冊

ジャファーリク地「職業税」

12 301 16

牧草地(?)税

723 98 20 789 85 21 3,854 310 30

1269年度「土地税」

新規課税

「土地税」

18,665 445 10

「職業税」

900 246 15

「織機税」

157 318 6

「ヤンの木税」

84 170 13

「搾油場税」

93 246 0

「市場税」

134 488 8

「船舶税」

2 417 20 20,039 331 32

その他

油用(?) アブアーディヤ地「土地税」

53 185 25

ジャファーリク地「職業税」

12 301 16

牧草地(?)税

708 121 36 774 108 37 20,813 440 29

1269年度「6分の1税」

3,110 491 37 27,779 243 16

□内訳

通常課税 26,216 48 38

その他課税 1,563 194 18

27,779 243 16

(2) 「追加税」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「灌漑施設維持費」	14	92	0			
「家畜飼育費」	10	29	3			
国家返還アワースィー地「土地税」	33	452	37			
通常地編入牧草地(?)での「職業税」	2	107	2			
新設分離「委託村落」諸税	679	137	3			
「徴税人経費」	265	35	37			
「市場税」	15	20	6			
「ヤシの木税」	7	356	26			
増加地(?)への課税	7	469	0			
「職業税」未納額強制割り振り	1	202	21			
ジャフアーリク地滞納額強制割り振り	177	241	6	1,214	143	21
(3) 「余剰金」				470	150	18
				29,464	37	15
□内訳						
通常課税						
1268年度「繰り越し金」	3,065	225	9			
1269年度「土地税」「6分の1税」	23,150	323	29			
1269年度新規「追加税」	1,214	143	21			
「余剰金」	470	150	18	27,900	342	37
その他課税						
油用(?)アブアーディヤー地農場	106	371	10			
ジャフアーリク地「職業税」	25	102	32			
牧草地(?)	1,431	220	16	1,563	194	18
1269年度「決済」				29,464	345	32
「滞納」						
「委託村落・所領」						
(県庁管轄)村落有力者委託村落						
	722	313	26			

財務省管轄ザワート所領	314	26			
分離「委託村落」	444	17	28	1,167	146 0
直接管理村落				2,178	351 5
手続き中「滞納」分					3,345 497 5
					1,563 194 18
					4,909 191 23

◀以上、この明細表は、1269年までのプヘイラ県『土地税』『資産』、「残高」、「滞納」について認めた。支払い後の「滞納」額は、4,909キース191キュルシュ23フィッダ也。▶1271年ムハッラム月 プヘイラ県知事

(4) メヌフィーヤ県1269年度『土地税』決済明細表

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」	キース	キュルシュ	フィッダ		
「搾油・テヒーナ工場税」	587	111	20		
「休息所(?)税」					
イズバ・アシュムーン村浸食地「土地税」	21	372	7		
「強制割り振り」	6	104	16	615	88 3
(2) 1269年度「収入」					
1269年度「土地税」その他課税					
「通常課税」					
「土地税」	49,083	184	9		
「職業税」	1,975	55	32		
「搾油・テヒーナ工場税」	58	216	10		
「織機税」	2,893	471	26		
「市場税」	104	2	6		
「フィッダ税」	37	242	26		
「ヤンの木税」					

19世紀中葉エジプトにおける税制度

	<u>93</u>	<u>89</u>	<u>38</u>	<u>54,245</u>	<u>262</u>	<u>27</u>			
1267年度「滞納金」									
「6分の1税」									
	8,180	280	35						
「家畜飼育費」									
	42	493	1						
「強制割り振り」									
	<u>8,309</u>	<u>15</u>	<u>8,232</u>	<u>83</u>	<u>11</u>	<u>62,477</u>	<u>345</u>	<u>38</u>	
「追加税」									
「家畜飼育費」「強制割り振り」									
				193	174	7			
国家返還アワースィー地「土地税」									
				64	407	18			
「徴税人経費」				730	326	15			
「余剰金」				41	424	24			
1267年度までの「滞納金」	74	322	36						
ダーイラ・ズフッーラ(?)での「搾油工場税」									
				163	148	0			
コプト系キリスト教徒居住区税(?)									
				229	265	0			
追徴「フィールド税」				<u>1</u>	<u>193</u>	<u>30</u>	<u>1,499</u>	<u>262</u>	<u>10</u>
							63,977	108	8
							64,592	196	11
「決 済」									
「金納」									
県庁金庫勘定	45,852	296	4						
諸官庁勘定	<u>299</u>	<u>352</u>	<u>7</u>	<u>46,152</u>	<u>148</u>	<u>11</u>			
「物納・手形納」									
「物納」	11,135	156	32						
「手形納」									
財務省管轄所領									
	2,471	38	9						
県庁管轄委託村落									
	<u>8,459</u>	<u>397</u>	<u>3</u>	<u>10,930</u>	<u>435</u>	<u>12</u>	<u>22,066</u>	<u>92</u>	<u>4</u>
							68,218	240	15

「余 剰」 3,626 44 4

□内訳

「余剰」

(1) 「県庁管轄村落有力者委託村落」 (nawāḥī al-mudiriya khāṣṣa)

余剰「資産」 4,316 220 12

1267年度「滞納金」 7 256 34 4,308 463 18

(2) 「県庁管轄ザワート委託村落」 (nawāḥī ‘uhad bi-l-mudiriya)

ラストム・ベク殿下所領 11 60 26

イスマイル・マフムード所領

3 210 18 14 271 4 4,323 234 22

「滞納」

(3) 「財務省管轄ザワート所領」 (‘uhad marbūṭ taqṣīṭ-hum bi-l-māliya)

故ヤアクーブ・ベク所領 58 216 10

シェリーフ・パシヤ閣下所領

440 17

メスフィーヤ御料地 (jafalik) 所属カフル・バーグール村

420 0 60 76 27

(4) 「直接管理村落」 (nawāḥī al-mudiriya)

「搾油・テヒーナ工場税」

532 343 0

一時的荒地「土地税」 38 9 33

スレイマーン・パシヤ殿下負債

52 5 23

デルタ・バラージュ人夫賃金

14 255 15 637 113 31 697 190 18

純「余剰」 3,626 44 4

◁以上、この(明細表)は認めた。▷1271年ムハッラム月9日

メスフィーヤ県副知事

(5) ケナ・エスナ県1269年度『土地税』決細明細表

○1268年度「繰り越し金」

「資産」

キース
キ
ル
ン
ユ
フ
ィ
ッ
ダ

19世紀中葉エジプトにおける税制度

アフマド・パシヤ閣下所領 (zirā'a) 「土地税」	259	2	23	
軍馬飼育農場 (zirā'a) 「土地税」	23	342	17	
軍獣医用 (?) 馬飼育農場「土地税」	10	403	35	
ファルジュート (?) 区 (taftish) 「搾油場税」	23	186	20	316 435 15
「決済」				
軍馬飼育農場「土地税」	23	342	17	
軍獣医用 (?) 馬飼育農場「土地税」	10	403	35	
ファルジュート (?) 区「搾油場税」	23	186	20	57 432 32
〔滞納〕				
アフマド・パシヤ閣下所領「土地税」	259	2	33	
○1269年度「土地税」				
「資産」				
(1) 「新規課税」				
「金納」	15,532	399	2	
「物・手形納」	15,532	398	38	31,065 298 0
(2) 「追加税」				
新規「搾油場税」	73	487	0	
新規「土地税」「ヤシの木税」その他諸税	276	11	7	
新規アブアーディーヤ地質貸税	1,164	397	2	
「徴税人経費」	350	435	13	
「家畜飼育費」				

7 66 18

「余剰金」

1,957 115 6 3,830 12 6

□内訳

金納

1,019 143 22

物納

2,810 368 24

(「資産」総計)

34,895 310 6

□内訳

金納

16,522 42 24

物納

18,343 267 22

「決済」

金納

17,378 216 5

物納

16,892 168 21 34,270 384 26

(「滞納」)

アフマド・パシヤ閣下所領「土地税」

150 137 9

軍獣医用(?)馬飼育農場「土地税」

17 121 28

ラーシド・パシヤ殿下アブアーディヤ地「土地税」

50 88 1

アブドゥルグフール・エフェンディ負債

1 443 35

ファティエーラ村旱魃地 (sharāqī) 「土地税」

41 205 13

ハサネイン・ベク殿下所領 (‘uhda) 村落「繰り越し金」

363 429 14 624 425 20

□総計

「資産」

1268年度「繰り越し金」 316 435 15

1269年度「土地税」

「新規課税」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

	31,065	298	0			
「追加税」						
	<u>3,830</u>	<u>12</u>	<u>6</u>	<u>34,895</u>	<u>310</u>	<u>6</u>
						35,212 245 21
「決済」						34,328 317 18
(「滞納」)						
アフマド・パシヤ閣下				409	139	32
軍獣医用(?)馬飼育農場「土地税」						
				17	121	28
ラーシド・パシヤ殿下				50	88	1
アブドゥルグフール・エフェンディ負債						
				1	443	35
ファティーラ村旱魃地「土地税」				41	205	13
ハサネイン・バク殿下所領村落「繰り越し金」						
				<u>363</u>	<u>429</u>	<u>14</u>
						883 428 3

(6) シャルキーヤ県1270年度『土地税』課税明細表
分割課税対象「村落・所領」

〔I〕 「直接管理村落」 (nawāḥī al-aqsām)				キェルシュ	フィッダ	
「土地税」「6分の1税」						
「土地税」				6,291,847	29	
「6分の1税」				<u>937,519</u>	<u>5</u>	
					7,229,366 34	
1269年度「繰り越し金」						
「金納」				608,065	6	
「物納」				<u>2,026,812</u>	<u>2</u>	
					2,634,877 8	
新規「追加税」						
イスマイール皇太子閣下所領負債肩替り						
				25,839	21	
イスマイール皇太子閣下所領「職業税」						
				9,281	22	
1267年までのスレイマーン・ダルウィーシュ負債「強制割り振り」						
				21,043	6	
スレイマーン・ダルウィーシュその他1270年度負債「強制割り振り」						
				<u>7,487</u>	<u>26</u>	
					<u>63,651</u>	<u>35</u>
					9,927,895 37	

○月別分割課税額

1271年	「手形納」		「物納」		「金納」		総計	
ムハッラム月	302,831	32	301,666	7	368,129	39	972,627	38
サファル月	258,203	39	257,849	33	304,338	35	820,392	27
ラビーウⅠ月	258,203	38	257,849	33	304,029	30	820,083	21
ラビーウⅡ月	258,203	37	257,849	30	304,029	30	820,083	17
ジュマダーⅠ月	258,203	37	257,849	28	304,029	32	820,083	17
ジュマダーⅡ月	201,674	20	251,320	11	296,681	2	799,675	33
ラジャブ月	226,184	7	225,827	30	269,476	6	721,488	3
シャアバーン月	205,609	31	205,335	39	248,986	11	659,932	1
ラマダーン月	259,788	19	259,472	28	314,107	7	833,368	14
シャッワール月	263,566	0	263,250	23	319,123	13	845,939	36
ズール・カアダ月	277,179	39	276,822	30	336,681	27	890,684	16
ズール・ヒッジャ月	290,271	32	289,857	26	343,406	36	923,536	14
	3,109,922	11	3,104,952	38	3,713,020	28	9,927,895	37

〔Ⅱ〕 「県庁管轄村落有力者委託村落」 (nawāhī ‘uhad mashāykh-hum)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」 4,576,907 11

「6分の1税」 681,430 36 5,258,338 7

1269年度「繰り越し金」

「金納」 264,845 37

「物納」 982,542 13 1,247,388 10

イスマイル皇太子閣下所領負債肩替り 63,907 29 6,569,634 6

○月別分割課税額

1271年	「手形納」		「物納」		「金納」		総計	
ムハッラム月	326,555	29	327,467	17	365,754	35	1,019,778	1
サファル月	168,809	33	168,413	27	189,737	31	526,961	11
ラビーウⅠ月	169,009	33	168,613	28	189,937	32	527,561	13
ラビーウⅡ月	170,909	34	170,513	28	191,837	30	533,261	12
ジュマダーⅠ月	172,310	35	171,914	28	193,238	30	537,464	13
ジュマダーⅡ月	174,310	34	173,914	28	195,238	30	543,464	12
ラジャブ月	170,694	29	170,298	15	191,622	28	532,615	32

19世紀中葉エジプトにおける税制度

シャアバーン月	139,581	3	139,198	14	157,455	35	436,235	12
ラマダーン月	139,714	16	139,331	27	157,589	6	436,635	9
シャッワール月	140,514	16	140,131	27	158,389	5	439,035	8
ズール・カアダ月	149,832	11	150,812	17	169,069	36	469,714	24
ズール・ヒッジャ月	183,030	1	179,146	12	204,731	6	566,907	19
	2,105,273	34	2,099,756	28	2,364,603	24	6,569,634	6

〔Ⅲ〕 「県庁管轄ザワート委託村落」 (nawāhī ‘uhad al-dhawāt al-marbūṭ taqṣīṭ-hum bi-l-mudiriya)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」

2,018,078 31

「6分の1税」

299,466 24 2,317,545 15

「義捐金」

24,980 36

1269年度「繰り越し金」

「金納」

146,713 11

「手形納」

95,796 18 242,509 29 2,585,036 0

○月別分割課税額

1271年	「手形納」	「物納」	「金納」	総計
ムハッラム月	91,573 23	91,482 1	244,384 15	427,439 39
サフェル月	67,278 10	67,186 27	67,615 13	202,080 10
ラビーウⅠ月	67,444 36	67,353 15	67,781 39	202,580 10
ラビーウⅡ月	67,444 36	67,353 15	67,781 39	202,580 10
ジュマダーⅠ月	72,361 25	72,270 1	72,698 25	217,330 11
ジュマダーⅡ月	74,681 22	74,590 3	75,018 26	224,290 11
ラジャブ月	98,030 30	97,939 6	98,367 31	294,337 27
シャアバーン月	36,682 37	36,591 17	36,761 18	110,035 32
ラマダーン月	35,682 37	35,591 17	35,761 18	107,035 32
シャッワール月	35,682 37	35,591 17	35,761 18	107,035 32
ズール・カアダ月	68,353 25	68,262 5	68,752 6	205,367 36
ズール・ヒッジャ月	<u>94,836</u> 19	<u>94,792</u> 26	<u>95,292</u> 25	<u>284,921</u> 30
	810,054 17	809,003 30	965,977 33	2,585,036 0

□小計

「土地税」「6分の1税」

「土地税」

12,886,833 31

東洋文化研究所紀要 第109冊

「6分の1税」	1,918,416	25	14,805,250	16
1269年度「繰り越し金」				
「金納」	1,025,431	2		
「物納」	3,039,344	5	4,124,775	7
「義捐金」「強制割り振り」			32,468	22
新規「追加税」			120,071	38
			19,082,566	3

○月別分割課税額

1271年	「手形納」	「物納」	「金納」	総計
ムハッラム月	720,961 4	720,615 25	978,269 9	2,419,845 38
サファル月	494,292 2	493,450 7	561,691 39	1,549,434 8
ラビーウⅠ月	494,658 27	493,816 36	561,749 21	1,550,225 4
ラビーウⅡ月	496,558 27	495,716 33	563,649 19	1,555,924 39
ジュマダーⅠ月	502,876 17	502,034 17	569,967 7	1,574,878 1
ジュマダーⅡ月	500,666 36	499,825 2	566,938 18	1,567,430 16
ラジャブ月	494,909 26	494,065 11	559,466 25	1,548,441 22
シャバーン月	381,873 31	381,125 30	443,203 24	1,206,203 5
ラマダーン月	435,185 32	434,395 32	507,457 31	1,377,039 15
シャワール月	439,763 13	438,973 27	513,273 36	1,392,010 36
ズル・カアダ月	495,365 35	495,897 12	574,503 29	1,565,766 36
ズル・ヒジャ月	568,138 12	563,796 24	643,430 27	1,775,365 23
	6,025,250	22 6,013,713	16 7,043,602	5 19,082,566
				3

〔Ⅳ〕 「財務省管轄ザワート所領」 (‘uhad al-dhawāt al-marbūt taqsiḥ-hum bi-l-māliya)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」	1,002,266	20		
「6分の1税」	149,856	8	1,152,122	28
1269年度「繰り越し金」				
「金納」	58,128	18		
「手形納」	60,109	10	118,228	28
「義捐金」			2,497	28
			1,272,849	4
□内訳				
「金納」	463,066	8		
「物納」	404,891	20		

19世紀中葉エジプトにおける税制度

	「手形納」	404,891	16			
〔V〕	「ワーディー所領」 (jiflik al-wādi)					
	「土地税」「6分の1税」					
	「土地税」	583,276	16			
	「6分の1税」	<u>96,434</u>	<u>26</u>	679,711	2	
	1269年度「繰り越し金」					
	「金納」	337,564	17			
	「手形納」	<u>342,146</u>	<u>25</u>	<u>679,711</u>	<u>2</u>	1,359,422 4
	□内訳					
	「金納」	676,656	10			
	「物納」	339,091	33			
	「手形納」	343,674	1			
	□総計					
	「土地税」「6分の1税」					
	「土地税」	14,472,376	27			
	「6分の1税」	<u>2,164,707</u>	<u>19</u>	16,637,084	6	
	「義捐金」「強制割り振り」			34,966	10	
	1269年度「繰り越し金」					
	「金納」	1,421,123	37			
	「物納・手形納」	<u>3,501,591</u>	<u>0</u>	4,922,714	37	
	新規「追加税」					
	イスマイル皇太子閣下所領負債肩替り					
		73,918	6			
	イスマイル皇太子閣下所領「職業税」					
		25,110	26			
	1267年までのスレイマーン・ダルウィーンシェその他負債「強制割り振り」					
		<u>21,043</u>	<u>6</u>	<u>120,071</u>	<u>38</u>	21,714,837 11
	□内訳					
	「金納」	8,183,324	23			
	「物納」	6,757,696	29			
	「手形納」	6,773,815	39			

* 県庁管轄村落・所領に関する、1271年ムハッラム月時点における決済明細

(1) 「直接管理村落」

東洋文化研究所紀要 第109冊

	「土地税」「6分の1税」	7,229,366	34		
	1269年度「繰り越し金」				
	決済	543,303	16		
	残余	<u>2,091,573</u>	<u>32</u>	2,634,877	8
	新規「追加税」			<u>63,651</u>	<u>35</u>
				9,927,895	37
(2)	「県庁管轄村落有力者委託村落」				
	「土地税」「6分の1税」	5,258,338	7		
	1269年度「繰り越し金」				
	決済	526,475	18		
	残余	<u>720,912</u>	<u>32</u>	1,247,388	10
	イスマイル皇太子閣下所領負債肩替り			<u>63,907</u>	<u>29</u>
				6,569,634	6
(3)	「県庁管轄ザワート委託村落」				
	「土地税」「6分の1税」	2,317,545	15		
	「義捐金」「強制割り振り」	24,980	36		
	1269年度「繰り越し金」				
	決済	60,775	0		
	残余	<u>181,734</u>	<u>29</u>	<u>242,509</u>	<u>29</u>
				2,585,036	0
				19,082,566	3
□内訳					
	「土地税」「6分の1税」	14,805,250	16		
	「義捐金」「強制割り振り」	32,468	22		
	新規「追加税」, イスマイル皇太子閣下負債			120,071	38
	1269年度「繰り越し金」				
	決済	1,130,553	34		
	残余	<u>2,994,221</u>	<u>13</u>	<u>4,124,775</u>	<u>7</u>
				19,082,566	3

◀以上、この(明細表)は、(徴税)額を認めた。その額は、19,082,566キュルシュ3フィッダ也。▶1271年サフェル月23日 シャルキーヤ県知事

(1988年10月10日脱稿)

